

第二十編 國際勞働問題

概説

勞働者の状態を國際的に統一せんとの運動は早くから行はれ來つた所であつて、所謂インタナショナルの運動、國際勞働組合聯合會の組織、各國政府の勞働保護條約の締結、國際勞働立法協會其の他の學術的團體の活動等は其の主たる潮流であつた。

然るに其の後ヴェルサイユの講和會議に於て勞働者状態の國際的統一を研究するための委員會が設けられ、其の結果平和條約第十三編は勞働に關する九原則を認むると共に國際勞働機關なる一の常設機關を設ける事を規定した。此の機關は眞に勞働者階級の向上改善を目的とせるものでなく寧ろ國際間の經濟的競争を避け、各國の勞働力を保全する事を目的として居るものゝ如くであるが、毎年一回勞働總會を開きつゝある此の機關は現在に於ては勞働標準國際化の一大勢力たるを失はない。其の第一回總會は平和條約の規定に従ひ一九一九年十月

二十九日から十一月二十九日迄ワシントンに開催、時間制に關する條約案を始め六個の條約案と六個の勸告とを可決し、第二回總會は一九二〇年六月十五日より七月十日迄ゼノアに開催、主として海員問題を討議し、海員の職業紹介所設置に關する條約案始め三個の條約案と四個の勸告とを可決した。

更に本一九二一年には其の第三回總會が十月二十五日から十一月十九日迄ゼネヴァに開かれて農業勞働、少年海員、週休其の他の問題が討議せられた。前にも資本家側と勞働者側の利害の衝突が絶えず現はれたが殊に農業勞働時間問題を議題として存置すべきや否やに就き存置賛成六十三票反對三十九票なりしに係らず平和條約第四百〇二條所定の如く三分の二の多數を得なかつた故を以て削除と決した時は代表者數が政府二、使用者勞働者各一と云ふ勞働總會の組織其の者の不合理が第四百〇二條に對する疑ひと共に勞働者側に著しく感ぜられた然し尙ほ總會は七つの條約案と八つの勸告

とを齎す事が出來た。

我が國の政府代表は今年の總會に於ても第一回總會に於けると同じく我が國の特種事情を述べて條約案に反對し或は除外例を要求した、そして資格審査に當りては我が官選勞働代表が第一の問題となつたがキエーバ政府代表其の他の盡力で漸く無事なるを得た。

尙ほ本年中に開かれた各種委員會中最も重要なるは八月初旬ゼネヴァに開かれた國際移民委員會であらう。蓋し同委員會では移民問題に關する種々の豫備的研究が行はれ其の報告が第三回國際勞働總會に提出されたので一九二二年の第四回總會の主要議題は恐らく移民問題だらうと思はれるからである。

次に勞働總會の結果が各國の勞働者状態に及ぼした影響は如何。今第三回總會は暫らく措き第一回及第二回の總會に就て見るに此等二回の總會にて決議した條約案及び勸告の規定を實施せんため種々の法規を制定し又は制定せんとして居る國も多い様で

あるが最も重大視すべき條約案の批准に至つては本年末迄に、締盟國四十餘國中僅かにギリシヤ、ルーマニア、インド、イギリス、チエツコスロヴァキア、スエーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウエーの九ヶ國が幾つかの條約案を批准したるに過ぎない状態である。

労働總會の組織其者が既に著しく労働者側に不利であるから労働者に甚だ有利な條約案の採擇は困難なのであるが、たとひ斯くの如き條約案の採擇を見るも(イ)國家的精神の旺盛(ロ)商業的競争の熾烈心(ハ)各國の經濟上の差異(ニ)各國の法律上又は憲法上の差異(ホ)社會的傳統等は其の批准實行を妨げるのである。我が國に就て見るもワシントン條約案の如きは既に實施期が目前に(大正十一年七月一日)迫れるに係らず之を我國の所謂權限ある機關として認められて居る樞密院の議に付したのみで未だ容易に批准又は法律の改正が行はるべくも見えない。

創立以來日尙淺き今日國際労働機關の意

義を疑ふは尙早計に失するけれど労働標準國際化の最大障害が現今の經濟組織其の者に有することを思はゞ之に餘りに多くを期待してならない事は明かであらう。

以下先づ第一に第三回國際労働總會に就て述べ第二に労働理事會、國際労働事務局等を説き、第三に各國に於ける條約案批准及び立法の狀況を記す事とする。

第一 第三回國際労働總會

一 會議事項其他

1 會議事項

一九二〇年八月各國に通告せられた第三回國際労働總會々議事項は左の如くである

一、労働理事會規約改正の件
二、農業問題

(イ)左記に關するワシントン總會の決議を農業労働者に適用するの件

- (一)労働時間制
- (二)失業の豫防及び救濟方法
- (三)女子及び幼少者の保護
- (ロ)農業技術教育
- (ハ)農業労働者の住込状態
- (コ)組合、團結權の保障

- (ホ)傷害、疾病、癱疾、老齡保護
- 三、(イ)炭疽病附着羊毛の消毒に關する件
- (ロ)ペイントに對する白鉛使用禁止に關する件

- 四、工業及び商業使用人の週休に關する件
- 五、(イ)十八歳以下の者を石炭夫又は火夫として使用する事を禁止する件
- (ロ)船舶内に使用さるゝ總ての兒童に對する強制體格検査に關する件

以上の中第一より第三迄は一九二〇年三月ロンドンに於ける第三回労働理事會で決まり第四は六月ゼノアに於ける第四回労働理事會で加へられ第五はゼノアに於ける第二回國際労働總會の決議の結果加へられたものである。右の中第二の農業問題が第三回總會の主要會議事項たるは多言を要しない所では第三回總會が農業労働會議と云はれる所以である。元來農業労働を國際的に統一せんとする希望は講和會議に於ける國際労働法制委員會以來ワシントンの第一回國際労働總會、一九二〇年一月パリーの第二回労働理事會其他で屢述べられた所であるが遂に第三回労働理事會で農業労働問題を次の總會の會議事項とする事に決した譯である。

然し其の後労働理事會では右の會議事項には當然別々に取扱はるべき數個の問題が同一項目内に含まれて居り即ち其の範圍餘りに廣きに失するものがあると論ずる者があり又特に我が國の代表者の如きは會議事項の各項目に就き顧問の數が二人では不十分なりと主張した。労働理事會は種々の農業問題を含んで居る第二項に就き特に此の事が問題となり得べしとなし論議さるべき問題を増加變更する事なくして會議事項の項目を更に細別するを適當と認められた。尙炭疽病の問題及びペイントに對する白鉛使用禁止問題は會議事項の第三に入れてあつたが此等の問題は其の解決に夫れ々々専門知識ある顧問の助力を要するから之を分離して別の項目とする方がよからうと云ふ事になつた。かくて決定した會議事項は次の如くである。

- 一、労働理事會規約改正の件
- 二、労働時間に關するワシントン總會の決議を農業労働者に適用する件
- 三、左記に關するワシントン總會の決議を農業労働者に適用するの件
- (イ) 失事の豫防及び救濟方法

國際労働問題

- (ロ) 女子及び幼少者の保護
- 四、農業労働者、保護に關する特別方法に關する件

- (イ) 農業技術教育
- (ロ) 農業労働者の住込状態
- (ハ) 組合、團結權の保障
- (ニ) 傷害、疾病、癩疾、老齡保護
- 五、炭病附着羊毛の消毒に關する件
- 六、ペイントに對する白鉛使用禁止に關する件
- 七、工業及び商業使用人の週休に關する件
- 八、

- (イ) 十八歳以下の者を石炭夫又は火夫として使用する事を禁止する件
- (ロ) 船舶内に使用さるゝ總ての兒童に對する強制體格検査に關する件

會議事項に關する

質問書

ゼネヴァで開かれる第三回國際労働總會で審議すべき各種議題に就き國際労働事務局から各國政府へ詳細な質問書を送つた。之に對する回答により報告書を作成して各國に配布し以て來るべき労働總會の準備を遺憾なからしめんとするのである。此の質問書中會議事項第一項を除き我が農業労働其の他に重大な影響あるものゝみに就き四月二十五日農商務省から左の如く其の要項

を發表した。

農業労働問題質問書

會議事項第二第三及第四項目

第一華盛頓の決議を農業労働者に準用する件
△労働時間の規定

- 一、農業に於ける労働時間を規定する一の國際條約案を採擇すべしとの意見を有せらるゝや
- 二、然りとらば農業の特殊なる事情に應じ定むべき特別の規定如何
- 1、工業に於て定められたるが如く農業に於ける労働の日且つ週を或る最長時間内に制限する事可能なりと認めらるゝや
- 2、農業労働の最長時間は一層の期例へば一年又は季節を基礎として定むる事寧ろ妥當なりと思はせらるゝや
- a 若し然らば如何なる期間につき之を定むべきや
- b 規定の基礎として擇ぶ期間につき提議せらるべきを労働の最長時間如何
- c 週より長き或る期間を基礎として採用する場合に於て一日又は一週の制限を超過すべからずと認めらるゝや一日十時間又は一週六時間承認さるゝや
- 三、一日の労働時間は如何にして計算すべしと思はせらるゝや
- 1 例へば家畜及馬の世話に費さるゝ時間は労働時間中に包含せしむべきや
- 2 焚方(シヨーフアージュ)及掃除の如き或る

種の附隨的作業は労働時間中に數ふべきや
3 同様に労働者が其労働する場所に赴き及其住所に歸來するに必要な時間を労働時間中に包含せしむべきや

a 然りとならば一定の距離以上に於て右の時間を労働時間中に數ふるものとし其距離を定むべきや
b 貴見によれば右の距離如何

四、條約案は一切の農業的企業に對し傭使する労働者の數に拘らず適用すべきや將又單に一定數の労働者を傭使する企業に對してのみ適用すべきや此場合にて條約案中に定めらるべき労働者數の最少限に對する貴見如何

五、條約案に定むる常規の時間に對する例外規定(國際的のもの又は認可し得べきもの)如何

(一)條約の適用を受けしめざる労働者の部類に就ては如何に之を思考せらるゝや

(二)準備作業の職務作業は例外とすべき意見を有せらるゝや(然りとせば貴見にては如何なるものを準備作業とし又如何なるものを職務作業とせらるゝやを示し尙其細目を擧げられたし)

(三)國の機關に對し特別の場合に労働時間の加勤時間を許す一時的例外を認可するの權限を附與することを承認せらるゝや

六、條約の規定の適用につき如何なる監督方法(例へば監視帳簿の記載等)を勧めらるゝや

△失業の防止及其救濟方法

一 總會に農業に於ける失業を防止し其結果を救濟する爲に執るべき措置に關する勸告を提出すべしと認めらるゝや

二 次の方法を採用することを勸告するの意見有せらるゝや
(一)未墾地の開墾又は現在小作せられざる土地若くは十分耕作せられざる土地の適用による耕地面積の増加

(二)粗放農法を集約農法に轉換し農地に對する勞力使用の増加
(三)農事信用の發達による小農地又は賃借農地の創設
(四)内地植民
(五)運送の便宜
(六)冬季農村の家内仕事
(七)土地の耕作並に土地の購買又は賃借に關する農業労働者の組合組織
(八)其他の方法

三 各締盟國に對し華盛頓に於て採擇せられたる失業に關する條約案及勸告の農業労働者に對する適用並に前項に列擧したる各種の方法に關し執らるゝ案件に關する年報を求むべしとの意見を有せらるゝや

第二 農業技術教育

1 農業技術教育を各國に於て發達せしむべき勸告に賛成を惜まれざるや
2 如何なる特別の方法に就き締盟國の注意を喚起すべしと思考せらるゝや
a 小學校に於ける農業技術教育の組織
b 町の少年に對する學校の休暇期間に於ける

る農業實地教育の組織
c 補修科の組織
d 農業技師及經營指導者の養成に關する高等教育の組織
e 青年に對する無償特別講演の組織
f 家事學校の組織

3 實際の經驗及實現せられたる進歩を示す爲め法命の適用經費及實施せられたる方法に關する一切の情報を國際労働事務局に年々提出する事を有益なりと認めらるゝや

第三 農業労働者の住居及寢室

1 總會に於て農業労働者の住居及寢室を規定する國際條約案を採擇すべしとの意見を有せらるゝや
2 然りとならば労働者の如何なる部類のものに該條約案を適用すべしと認めらるゝや
a 單獨又は團體的に其使用者に依り設備を供給せらるゝ一切の労働者に對してか
b 其の使用者の所有家屋又は附屬建物内に居住する一切の労働者に對してか
c 其の使用者の住所及農場以外に於ける一切の労働者に對してか
3 其の使用者に依り設備を供給せらるゝ農業労働者に對し工業に於けると同様の健康措置を設くべきや

a 農業労働者を厩舎又は納屋の中に寢泊せしむる事の禁止
b 寢室に當てられし場所の容積に關する措置
c 該場所の換氣方法は如何なる方法を提議せらるゝや

d 氣候の急激なる變化に對する保護暖房装置等に關する措置

e 寢室に於ける設備労働者に對し各一個の寢具を給する事等

f 健康及清潔に關する措置飲料水手洗便所

4 該條約に於ては労働する場所及農場建物に關し工業に於けると同様なる健康措置を規定すべきや

5 右設けらるべき條約の適用に付き如何なる監督方法を提議せらるべきや

第四 農業労働者の組合及同盟の保障

一切の農業労働者に對し工業労働者に於けると同一の組合権を確保する條約案を作製するの意見を有せらるべきや

第五 災害、疾病、廢疾、老齡に對する農業労働者保護

一 各國社會保險法に於て工業労働者と同様に農業労働者を包含すべしとする條約案を採擇すべしとの意見を有せらるべきや

二 右然りとせらるる場合には其規則は絶對的にして災害、疾病、廢疾、老齡等に等しく適用すとせらるるや又は右の適用は保險法の一種又は數種のものに制限すべしと認めらるるや

三 農業労働者にして保險法の右擴張の便益を受くべき貸銀労働者の部類如何例へば被備人作男分益農、他人の勞力の助けを得ざる小作農及自作農

第六 女子及幼少者の保護

1 産前産後に於る女子の保護

A 産前産後に於る女子の保護に關し華盛頓に於て可決せられたる措置の便益を農業女子労働者に享受せしむることを得と認めらるるや

B 該保護措置は如何なる部類の農業労働者に之を及ぼすべしと思考せらるるや

C 單に二三の女子のみを備使する企業と團體的に女子を備使する企業との間に差別を設くることを必要と思考せらるるや

2 女子の夜業

a 夜間に於ける女子の備使に關する華盛頓採擇條約案を農業に備使せらるる女子にも準用せらるるや

b 如何なる方法により如何なる變更に隨ひ又如何なる範圍に於て千九百六年のベルン條約に倣ひ華盛頓に於て採擇せられたる女子の夜業に關する條約案を農業労働者に準用すべきや

c 貴見に農業労働に適用する期間なる語に與へらるべき意味如何又夜間なる名稱の下に提議さるべき期間の時間如何

d 如何なる部類の農業労働者に條約を適用すべしと認めらるるや

e 如何なる監督方法を提議さるるや

3 幼少者備使の最低年齢

a 工業労働に於ける幼少者備使の最低年齢を定むる華盛頓の採擇條約案を農業労働者に適用するの意見を有せらるるや

b 開校中幼少者を野外に労働せしむる事を禁止すべしと認めらるるや

(二) 右の禁止は絶對のものたるべきや

(二) 學校の課業時間の前後或時間數は幼少者の労働者の労働を認可する事を得べきや若し然りならば其の時間數如何

(三) 何歳に至る迄は野外に於ける幼少者の労働を禁止せらるるや

イ、絶對的に

ロ、課業後に於ける制限的労働に付

c 其家族の者の協力のみにより耕作する土地に於て父母に備使せらるる幼少者に對しても禁止を適用すべきか

d 或種の作業に就ては一般的に許さるる使用年齢は之を引上げしとの意見を有せらるるや然らば右の作業如何

e 幼少者の休暇期間内労働に従事せしむる爲め其父母が之を野外に伴ふ事を許すべしとの意見を有せらるるや然らば其許すべき年齢如何

f 如何なる監督方法を提議せらるるや

4 少年の夜業

a 少年の夜業備使に關する華盛頓採擇條約案を農業に従事する少年に準用すべしとの意見を有せらるるや

b 貴見にては農業に於ける少年の労働につき夜間なる語に與へらるべき意味如何又夜間なる名稱の下に示さるべき期間の時間如何

c 少年に對し夜間労働を禁止すべき年齢は幾歳を可なりと認めらるるや又如何なる監督方法を提議さるるや

會議事項第五 炭疽病附着羊毛の消毒

一、貴國政府は一國より他國に輸出する羊毛の

強制消毒を規定する國際條約案を採用すべしとの意見を有せらるゝや

二、貴國政府は現在の御研究にては右羊毛の消毒は輸出國の船積港に於て行ふ必要ありと認めらるゝや然らざれば如何なる場所にて消毒を行ふべきか又如何なる制度に依るべきかを示され

三、貴國政府は消毒せざる羊毛の輸出及び輸入の禁止を認めらるゝや

四、貴國政府は左の事項を國際委員會に委託するの意見を有せらるゝや

イ、最も汚染の疑ある羊毛の表を設け又消毒措置の執らるべき順位を決定する事

ロ、消毒の行はるべき港を定むる事

ハ、必要缺くべからざる財政上及び技術上の計畫を立つる事

ニ、消毒嚴重に施行せらるゝ事を確保する爲必要なる監督を實施する事

ホ、必要なる場合に一層適當に又一層有効なる處置方法を適用する爲科學の進歩に追從する事

ヘ、各國内に於て採用せらるゝ炭疽豫防方法に關する一切の資料を通報し及び蒐集する事

右に關し貴國政府にして國際組織の意見を承諾せられたる時は如何なる有効なる解決方法を提議せらるゝや

五、國際委員會は如何に組織せらるべきや

右委員會は輸出國及び輸入國を代表する政府雇主及び労働者の各代表者を包含するものとすべきや又輸出國輸入國各半數を選出すべきもの

とすべしとの意見を有せらるゝや

會議事項第六白鉛の使用禁止

一、ペイントに白鉛の使用を禁止するに關し條約案を總旨に附議すべしとの意見を有せらるゝや

二、然りしならば右措置の適用に付き猶豫期間を設くべしと認めらるゝや然らば右必要なりと認めらるゝ期間及該期間を必要と思考せらるゝ理由を指示せられたし

三、右禁止の適用に付き如何なる監督方法を提議せらるゝや

四、貴國政府に於てペイントに白鉛使用を禁止する條約案を承認するの意見を有せられずとせば白鉛の製造及び使用の危険を防止するが爲め如何なる措置を提議せらるゝや

會議事項第七週休制度

一、週休の原則を統一採用に就き有効なる規定を國際的規約の方法に依り設くるの意見を有するや

二、右規則は工業的企業に於ける労働に關するも及商業的企業に適用せらるゝものとの二個の條約案の形式を採るべしとの意見を有せらるゝや

三、左記の基本的原則を條約に設くる事を可なりと思考せらるゝや

イ、工業及商業に於ける二十四時間の週休制の採用但し既に設けられたる一層長き時間に於ける週休制を妨げず

ロ、或國に存する特別の事情ある場合の外日曜日を週休日とする原則の採用

ハ、或場合及或制限に於て例外を容るゝ事

四、左に掲ぐる規定は右三問ハに定むる例外の制限を完全に示せりとの認めらるゝや

イ、作業の必要的に繼續的なる工業

ロ、労働の性質上繼續義務を必要とする商業的企業例へば旅館、飲食店等

ハ、運送業

ニ、準備及職務の作業並に作業の性質が根本的に間歇的なるを要するもの

ホ、季節的性質を有し又は作業時期に於て例外的に繁忙なるべき工業的企業

限を完全に示せりとの認めらるゝや

イ、作業の必要的に繼續的なる工業

ロ、労働の性質上繼續義務を必要とする商業的企業例へば旅館、飲食店等

ハ、運送業

ニ、準備及職務の作業並に作業の性質が根本的に間歇的なるを要するもの

ホ、季節的性質を有し又は作業時期に於て例外的に繁忙なるべき工業的企業

ト、食料品の準備及分配に従事する商業的企業

チ、屋外にて行はれ且天候事情の變化に従ふ工業的企業

リ、事變の場合又は機械に對し急速に修繕を爲す場合又は不可抗力の場合に行ふ作業

五、左記の提案は單獨に又は相互に關聯して日曜労働の保障として例外を與ふる條件に關する審議の基礎として用ひらるゝものと思はせらるゝや

(一) 高率の賃銀

(二) 一週間内に於ける他の休日

(三) 一週間一回又は數回に於ける二十四時間の休

(四) 全賃銀支給の儘の一月毎又は三月毎の休暇

(五) 週給日の組織

(六) 右の組織の制限例へば一定の期間内に各休日日の大部分が日曜日となるべき事

六、週休の時間を二十四時間以上(英國式休日)に

延長するの意見を有せらるゝや

海員労働問題質問書

會議事項第八海員問題

甲 石炭庫及機關庫作業に於ける十八歳未満の者の使用禁止、英國政府は十八歳を火夫又は石炭夫の最低年齢と認むるに異議なきや

乙 船舶に使用する兒童の強制體格検査

一、貴國政府は船舶に使用する一切の兒童につき強制體格検査を認むるに異議なきや

二、然りとらば右検査は商船に乗込む際に行ふべしとの意見を有せらるゝや又は一定の年齢例へば十八歳に達するまで周期的に之を行ふべしと思考せらるゝや

備考 本問題に關しては同時に條約案の編成に資すべき貴國法令の正文及文書の送付を得ば幸甚なり。

尙此の質問書に對する回答案に就ては我が政府は度々協議會を開いて審議したが四月下旬之が作成を見國際労働事務局へ送付した。右回答案は我が國の農業狀態を詳細に報告してワシントン總會の決議を農業労働者に適用せば大なる影響ある事を陳述して労働時間其他種々の除外例を要求する外我が國に於ける農業労働保護並に教育等に關する現在の施設を回答したものであるとの事であるが其の内容の如何なるものな

りやは四月二十八日東京朝日紙上に掲げられた次の如き山本農相の談によつて窮ふ事が出来る。

「ワシントンに於ける労働會議の決議が工業上に對してすら甚大の影響を與へ各種工業家は之が爲に多大の經費増加を來たし而も生産高に著しき影響を及ぼし一面同決議實施に伴ひ失業問題各所に惹起するの虞あるを以て未だ各國に於ても之が實行を見たる國なき有様にあり殊に我國に於ては支那に於て之を適用せざる爲め最も不利の地位にあり工業に於て然り況んや農業に適用せん事は種々の點に於て困難あり就中我農業は諸外國と著しく其狀態を異にするを以て労働時間を八時間又は九時間と云ふが如く之を限定し難く女子の夜業禁止の如きも農繁期と天候の如何又は養蠶業等各事項に於ても實行不可能なる點少なからざるを以て我國は今回の質問に對して我國の農業狀態を詳細に報告し影響の甚大なるを陳して除外例を要求せん方針なり云々

3 會議事項に對する

フランス政府の抗議

平和條約第四百二條は規定して曰く

「締盟國政府ハ労働總會ノ會議事項中或項目ノ存置ニ對シ反對ヲ述フルノ權ヲ有ス右反對ノ理由ハ局長宛ノ説明書ニ之ヲ記載スヘク局長ハ之ヲ本常設機關ノ各締盟國ニ送付スヘシ

尤も前記ノ反對アリタル項目ト雖労働總會ニ於テ出席代表委員ノ爲シタル表決ノ三分ノ二ノ多數ヲ以テ審議スヘキモノト議決シタルトキハ之ヲ會議事項中ヨリ削除スルコトヲ得ス前項ノ外労働總會ニ於テ出席代表委員ノ爲シタル表決ノ三分ノ二ノ多數ヲ以テ或事項ヲ審議スヘキ旨ヲ議決シタルトキハ該事項ハ之ヲ次期會議ノ事項中ニ加フヘシ」

此の規定に従ひ五月十三日フランス政府は時間制を農業に適用する事に關する會議事項第二の存置に抗議して來た。其の理由とする所は(一)多くの諸國に於ては斯くの如き複雑なる方面の立法を有せざるが故に之を會議事項とするは尙早である(二)此の問題を國際的立脚地より研究し得る國は極く少なく多くの國々は之を討議すべく充分なる知識を有しない(三)國によりて氣候、農業發達の程度、耕作方法其他多くの點が異なつて居る(四)労働時間が夏、冬等季節により異なるのみならず晴雨により影響を受けること云ふにある。若し規定を設くるも漠然たる例外多き規定で其の勵行は不可能であり若し嚴格なる規定を設けんが農業生産に耐ゆべからざる重荷を負はせるもので

ある、経験によれば漠然たる勵行不能の法律は困難と失望とを生ずるのみで効果がなから斯くの如き性質の立法は避くべしと云ふのである。

更に十月七日に至つてフランス政府は農業問題全部即ち會議事項第二第三第四に對する抗議を提出した。其の理由は(一)各國農業労働状態を見ると農業問題の國際的統一を討議するは時宜に適しない(二)各國の農業に於ける經濟的、社會的、氣候的條件技術的要求の相違が國際的統一の障害を示して居る(三)平和條約には特に明かに農業労働者を規定して居ないのでフランスの議會及び農業團體では農業問題の討議が國際労働機關の権限内なりや否やに就き疑が起つたと云ふにあるので斯く此の問題を檢し來れば會議事項中農業問題に關するものは延期するが至當であるとなすのである。

此の問題が第三回總會に提出せられ盛んに論議せられたのは後述の如くである。

4 會議期日

第三回國際労働總會はゼネヴァで今年四

月四日から開かれる事になつて居たが一月の第六回労働理事會で十月末迄延期になつた。既に第五回労働理事會で斯くの如き延期が可能なる事、此の延期が労働總會に對する準備を更に周到ならしめるだらうと云ふ事が論ぜられた。殊に労働總會の開會前に労働事務局が會議事項の各項目に就き作る報告を各國が充分熟慮研究するの暇ありや否やが最も恐れられたので右の如き延期となつた譯で更に第七回労働理事會に於て其の期日は十月二十五日と決定した。

二 總會に關する國內諸問題

イ 代表者選定

代表者選定に就ては代表せられるものは如何なる農民階級であるか、即ち會議事項中に所謂農業労働者には我が國の小作人を含むや否やが早くから問題になつて居た。

之に就ては種々の議論があつたが結局政府は小作人が耕作の一切を管掌し其の成績に就て全責任を負担し地主とは小作米納付の一點に於て繋がるのみで事業主は飽く迄も

小作人夫れ自身たる事を理由として小作人を一種の企業家と認め所謂農業労働者を日傭・季節傭・常傭等の純然たる賃銀労働者に局限した。而して此等の賃銀労働者には團體を組織せるものがないので政府は遂に労働側代表を官選するに至つた。かくて第三回國際労働總會に參列すべき我が國の代表者は一月十一日の閣議に於て左の如く決定した。

政府側代表委員 犬塚勝太郎氏
同 道家 齊氏
使用者側代表委員 田村律之助氏
労働者側代表委員 松本 圭一氏

而して其の選定理由として農商務省の發表したる所を見れば左の如くである

「第三回國際労働會議に派遣すべき各代表委員は主要議題が農業労働問題なるに鑑み此の方面の知識經驗ある者を以て之に充てることとし農商務省に於て適當の者を選定する事とし過般閣議の決定を見たので夫々慎重の注意を以て左の通り選定した

政府側委員としては國際労働理事會に於ける帝國代表者として瑞西に滞在しつゝある犬塚勝太郎氏及び過般羅馬に開催せられた萬國農事協會總會に參列し引續き在外中の前農務局長道家齊氏を選定した

使用側委員としては議題の性質上單に大地主たるのみでは不適當であり且つ本邦の農業上其例少なき大農式農場の經營者でも妥當な缺くが故に相當地主にして労働者を使用して自ら農業を營む經驗を有する適任者を選ぶに努め田村律之助氏を選定した同氏は栃木縣の地主で農勞の素養あり農業自營の經驗に富み農事農政に熱心盡力し頗る識見名望ある人である

労働側委員は純労働者の間に其の適任者を求める事は困難であるが故に相當の學識あるものにして農業労働の經驗を有し小農の事情に精通し且つ熱心に之が爲めに計るものを擧げる事に努め宮崎縣茶臼原開墾地に住する農學士松本圭一氏を選定した、同氏は大正二年大學を卒業するに斷然親族の反對知友の勸告を退け身を挺して岡山孤兒院分院の雇傭に應じ爾來確乎たる信念を以て多數の孤兒を教育し之と共に自ら開墾農耕に従事し且つ之を自立せしめ銳意其業に従事しつゝある人である。

次に右代表者決定事情の經過を見るに

農商務省では曩に政府側代表委員として犬塚勝太郎氏と道家齊氏を決定したが使用者側並に労働者側代表委員に關しては同會議の主要議題が農業であつて我が國の農業状態は工業其の他の労働状態と著しく其の趣を異にし労働者と資本家との區別極めて困難な上に代表委員を選定すべき組合又は團體等の機關無き爲め之が選定は政府に於て全責任を以て斷行する事となり當初

學者にして我が國の農業状態並に農業労働状態を熟知し居れる人士を候補として其の承諾を求むる事に努めたが遂に其の目的を達する能はざりし爲め帝國農會其の他と協議し意見の交換をした結果使用者及び労働者側代表委員共實際家を人選する事とし使用者側代表委員候補として貴族院議員で地主たる山田欽、栃木縣の大農田村律之助、神奈川縣山口佐一の三氏、労働者側代表委員候補として岡山縣藤田組農場使用人某氏と宮崎縣岡山孤兒院分院石井農場使用人松本圭一氏を選び、其の後使用人側山田欽、田村律之助、労働者側松本圭一氏の順序にて交渉を重ねた結果山田欽氏は老體の故を以て拒絶し結局使用者側は田村氏、労働者側は松本氏の内諾を得たので一同六日兩氏を招致し種々打ち合せの上決定するに至つたものである。

官選労働代表反對運動

第三回國際労働總會に於ける主要議題が農業労働問題である事は其の會議事項に見て明かであるが所謂農業労働者の範圍如何即ち我が國の小作人が之に含まるゝや否やに就き人々の見解分れ昨年来種々の議論が出た事は前述の通りである。然し政府は遂に所謂農業労働者とは純粹の賃傭労働者のみを指し小作人を含まずとの見解を採り専

斷で労働者側代表委員を選定し、我が國に於ける農民約五百五十萬中小作人及び自作兼小作人が約三百八十萬を占むるの事實即ち我が國の農業労働問題の重點が小作人問題に存するの事實を無視するに至つたと云ふので労働者側代表委員反對の叫びが所々に擧げられた。其の主なるものは左に摘記するが如くであるが官選代表反對の聲が僅かに一部の工業労働者の間に擧げられたのみで直接關係者たる農民の間には毫も之を聞かなかつたので此等の反對運動も殆んそ其の反響を有しなかつた様である。

労働組合同盟會の反對

農業労働者側代表委員反對を議案として一月十三日東京市芝區芝園橋友愛會本部で労働組合同盟會代議員會が開かれ十四團體の幹部二十二人出席、足立、日鐵の爭議報告、常任理事の補缺選舉に次で當面の問題に移り松岡駒吉氏は「今回の選定は國際労働規約の本旨に反して居る我等労働組合同盟會員たるもの黙して止むべきでなく何等かの運動方法を取らねばならぬ」と説き下中彌三郎氏も「元來國際聯盟其ものが政府者の聯盟である、我等労働者は之を否定するものであるが今農商務省などを相手としても始まらぬから日本では斯くの如き不法な選定方

法に依つて居る旨を徹定的に世界の労働團體及び一般労働階級に知らせよ」と叫んで、議一決し

熊田(工人)中田(交通)諏訪(正進)下中(啓明)水沼(信友)松岡(友愛)

の六氏を實行委員に選び十九日委員會を開いて具體的の協議をなすに決した。

かくて十九日となるや午後七時より友愛會本部に協議會を開き、友愛會、信友會外五労働組合代表出席左の決議文、宣言、檄文を決して十時散會した。

決議(草案)

農業労働代表の官選は國際労働規約の精神に背反するものと認め此の不法を内外に宣明す

宣言(草案)

一、官選代表は不法なり二、農業労働問題の中心點は小作人對地主の問題なるに之を除外したるは不法なり三、農業労働者共通の利害を有する労働團體現存するに拘らず之を無視したるは不法なり

檄文(略)

而して右の實行には決議、宣言、檄文を内地小作人組合、私的青年團、一般労働團體並に諸外國労働團體に通告すると共に労働會議開會期遅れしを幸び十分準備を整へ機宜を見、工農兩労働者の聯合大會を催す外關西各地労働團體に對して提携を勧誘し其の調印を求め全国的に運動を爲す事等を可決した。

關西労働組合聯合會の反對

關西労働組合聯合會は一月二十三日天王寺公會堂に於て普通選舉期成の大演說會を舉行したがかねて東京の労働組合同盟會から、農業労働代表者に對し東西相呼應して反對運動を起さんと申込に接して居たので同夜協議の結果滿場一致を以て左記の決議を即決し之を會場に朗讀報告すると共に直ちに同盟會に對して打電通告した。

決議

一、吾等は労働團體を無視して官選せられたる農業労働代表者を否認す
一、吾等は東京の労働組合同盟會と共に當局の非違を糾弾す

帝國小農會の反對

帝國農會が地主階級の機關たるに反對して大正九年三月全國二千餘萬の小作農の爲めに設立された帝國小農會に於ては同年十二月十三日山口縣都濃郡同會支部主催の下に全國小作人大會を開催し「吾人は來るべき國際労働會議に純小作労働者代表の派遣を期す」との決議をなし國際農業労働代表に對し運動の開始を申合せたが一月初旬我が國代表者の決定を見るや豫ねて右に關する具體的運動を畫して居た同會理事福田關次郎氏は一月十八日農商務省に田中次官を訪問し右の決議を差出し「抑も政府が今回の國際労働會議に出席すべき労働代表の選出に當り資本案の機關たる帝國農會に相談して労働者中の大多數を占むる小作人を労働者より除外したの

は不當である。現在の日本の状態では小作人を除いて果してどれだけの労働者があるか、そして吾々は其の他の團體にも政府から何等交渉のあつた事を聞かない。實に純然たる官選代表と云ふべきであつて松本圭一氏をセネバへ送る事には絶對反對である」との意見を述べて歸つた

労働代表選出に關する立憲労働黨の質問

立憲労働黨幹事下澤秀夫氏外二名は五月七日農商務省に出頭し石黒農政課長に面談し労働代表者選定に關する左の如き質問書を提出し農相に傳達方を依頼し正午退出した。

「瑞西セネバに開催さるべき國際労働會議本部よりの質問に對し政府は小作人は労働者に非ざる旨御決定相成り候儀は我國八百萬小作人の福利を無視し國際會議の趣旨を没却するものと信ず何故小作人は労働者に非ざるか之に對する政府の趣旨及び理由御説明相成度此段及質問候也」

労働組合同盟會の松本代表排斥運動

労働組合同盟會では八日四日及び五日の兩夜神樂阪俱樂部に於て正進、信友、啓明、交通労働外四労働團體の幹部中水沼、新田の諸氏初め二十餘名參集の上、幹部會を開いて四日神戸を出帆した國際労働總會の松本代表に對する反對の實際運動方法を協議し其の結果「日本代表松

本氏は眞の日本農業労働者の代表に非ずして政府の選出した謂はれ政府の傀儡に過ぎず、故に國際労働法規に基く資格なきものと認む」この歐文書信を認め之を英米佛始めセネヴァに集合する參加各國の代表及び労働代家に向つて送つた。

ハ 政府代表の變更と顧問

第三回總會に出席すべき我が政府側代表委員は一月、犬塚勝太郎、道家齊兩氏に決定したが其の後都合により道家氏は委員を辭退したので農商務省では其の候補選擇の結果現農務局長岡本英太郎氏を後任とした、そして七月十一日には左の諸氏が政府側代表委員の顧問を任命された。

正四位勳二等	横井時敬
從四位勳四等	矢作榮藏
農商務技師	伊藤悌藏
遞信局技師	竹下爲志
外務事務官	柴山雄三
内務書記官	次田大三郎
工場監督官兼農商務技師	星合甚之助
工場監督官	吉阪俊藏
	松本もさ

同時に

國際労働問題

勳四等 星野錫
從五位勳六等 佐藤寛次
堀新

の三氏が使用者側代表委員顧問に

正四位 岡崎憲
從七位 那須皓
正八位 里見純吉

の三氏が労働者側代表委員顧問に指名された

かくして労働側代表松本氏は八月四日其の他の代表、顧問等は九月初旬無事神戸を出發した。

附記

里見純吉氏が顧問として指名せられんとする形勢を見て六月下旬大阪に於ける商業使用人組合は其の指名方法が違法だと云ふので之に反對し、同幹部は上京して農商務省商業會議所等を歴訪したが何等の反響もなかつたのは官選労働代表者選定の場合に於けると異ならなかつた。

三 總會の經過

概観

第三回總會は理事會所定の如く十月二十五日ゼネヴァのクルールサールに開かれた、出席する者各國の代表及び顧問を合せて

約四百名。代表者を送つた國々は左の二十九ヶ國である。

オーストラリア、カナダ、チャーター、デンマーク、フィンランド、ギリシヤ、グアテマラ、インド、ノールウェー、シヤム、南アフリカ、ウルグアイ、オーストリア、チエッコスロヴァキヤ、ドイツ、日本、サーブクロアトスロヴェニア、スキス、ヴェネツエラ、アルバニア、ベルギー、ポリヴェイア、ブラジル、イギリス、ブルガリア、コロンビア、キューバ、エストニア、イタリー、ルクサンブル、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スエーデン、フランス、支那、ラトヴィア、ルーマニア。

二十五日には假議長アルチュール・フオンテーヌ氏の動議によりデイリー・テレグラフの新聞の經營者で前英國下院議員たるバーナム卿が満場一致で議長に選ばれた。翌二十六日には各部に於て決定した副議長三名、資格審査委員三名、詮衡委員二十四名の報告があり副議長には政府側チンチナヂョ・ダ・シルヴァ・ブラガ(ブラジル)、使用者側はエドストローム(スエーデン)、労働者側はジウオー(フランス)三氏が選ばれた二十六日から三十一日迄は討議は専ら議題

に對するフランス政府の抗議問題に集中されたが結局第二項は削除し第三項第四項は存置と云ふ事に決まり、各種議題を審議するため第一農業委員會（失業及び社會保險問題）、第二農業委員會（女子、少年の保護及び居住問題）、第三農業委員會（教育及び組合權問題）、週休問題委員會、白鉛問題委員會、炭疽病問題委員會、海員問題委員會の委員が選ばれた。十一月一日より各種委員會開催、報告が出来ると共に本會議に提出討議された。かくて本會議を開く事二十七回、七個の條約案と八個の勸告と幾多の決議とを可決して十一月十九日閉會となつたのである。左に總會に於ける重要問題の討議經過を掲げる事とする。

會議事項問題

總會最初の問題となり盛んなる論議を見たのは會議事項より總ての農業問題を削除せんとするフランス政府の抗議である。十月二十六日先づ局長の之に關する報告あり次いでフランス政府代表フォンテーヌ氏は

十月七日局長に宛て提出した反對の説明書を朗讀した。フランス労働代表ジュオー氏は立ちてフランス政府の態度は内政的事情に基くものである事且つ今回の態度は農業問題を總會で議する事に賛し來つた今迄の態度を裏切るものなる事を幾多の文書をあげて攻撃した。イギリス政府代表ホール氏は（一）國際労働機關の權限問題（二）農業問題を會議事項たらしむるの價値（三）現今農業状態を統制するは時宜に適するやの三問題を區別すべしとなし第一に就ては、海員に關する問題も何等規定上に文字なきに係らず議題となつたから反對の明文なき以上全體の精神より見て農業問題の討議亦當然その權限内にあると述べた。翌二十七日に

ベルギー政府代表マハイム氏亦權限内なるを以て各問題を一括討議すべき決議案を提起した。イタリー労働代表バルデンシ氏は之を労働理事會提案の會議事項はワシントン總會の決議及び農業労働者の正當なる要求に一致すと認むと修正せん事を提議しキユーバ政府代表ベサンコート氏之に賛した。又我が労働代表松本氏も農業労働者は世界何れの所に於ても餘りに永い間搾取されて居た。彼等が工場及び鑛山に於ける労働者と同じ權利を受くべきは縷説するを要しないと述べて之に賛した。茲に於てかマハイム、バルデン兩氏の案を合し「總會は農業問題が其の權限内なる事及び労働理事會提案の會議事項がワシントン總會の決議と農業労働者の正當なる要求に合致するを認め會議事項第二、三、四を維持するの可否を順次討議するに決する旨の決議案となり採決の結果賛成七十四反對二十でフランス政府が農業問題全部を包括的に削除せんとせし企ては失敗に歸し、各問題別に決を採る事となつた。

而して二十八日先づ時間制を農業に適用する事を議題とすべきや否やが議場に諮られた。其の前夜使用者側は集合してフランス政府の抗議を支持するに決し南アフリカ使用者代表ドイル氏は使用者側を代表して意見を述べ實際農業家を代表として送れる國少なきにより又若し時間制適用の立法の

根據を作らんか農業に對する投資を少からしめ農業生産を減少せしむべきが故に議題より削除すべしと論じたが其論據甚だ薄弱であつた。又我が使用者代表田村氏は日本の農業状態の特種事情を述べてルクサンブル、ルーマニヤ、インド諸政府代表と共に第二項削除を主張した。之に反しイタリ

ー政府代表ミケリス氏は世界の労働者保護のため組織せられし機關の保護より農業労働者を除き得ずとなしイギリス労働者代表パウルトン氏は各國特種の事情は相當斟酌を加ふべきは平和條約第四百五條にも認めて居る。若し此の困難の故を以て之を議題より葬り云らんか國際労働事務局の事業は終りを告ぐべしと論じ、フランス労働代表ジュオー氏は第二項削除に對する何等専門的議論を聞かざる事、時間制度農業に對する適用が絶對的なるべしとは論ぜざる事、農業生産は只時間のみにより左右さるゝものに非ざる事、若し目を閉ぢ耳をふさいで農業労働者状態の改善を拒まんとするものあらは却て世界の農業生産の増加を妨

げるものであると述べフランス政府の提案に反對した。愈採決に入るや存在に賛するもの六十三票反對する者三十九票の結果を表はし「出席代表委員の爲したる表決の三分の二の多數」を得なかつた爲に會議事項第二は削除せらるゝに至つた。

三十日の第六回本會議では會議事項第三第四の存置が問題となつた。ノールウエー政府側顧問フイエルスタート氏、チリー政府代表ヴィリーナ氏、スエーデン使用者代表エドストローム氏、ノールウエー政府代表キエルスピエール夫人（夫人が演壇に現はるゝや議長は最初の女代表の演説として歓迎の意を述べた）等は存置に賛成し、ポーランド使用者代表ブルチンスキー氏は各國の農業事情異なるを以て國際的統制は不可なり農業労働の統一的立法を有する國では生産は減少し生産費は騰貴すとて反對しスミス政府代表リユーフェナハト氏同労働者代表シュルヒ氏、フランス政府側顧問ゴーチエ氏等亦存置に反對した。殊にカナダ使用者代表パースンス氏は「條約案又は勸

告の採用が權限ある機關の拒む所とならば最早如何ともし難い、然るに國際労働評論誌上のウーデゲスト氏の記事には國際的労働組合聯盟が其の採用のため威赫手段を用ひんとする意が現はれて居る」と述べ次いで諸國の農業労働者の賃銀を擧げてカナダ労働者の賃銀の甚だ多額なるを論ずるやカナダ労働者代表ムーア氏はパースンス氏の數字は誤れりとして之を反駁し、ベルギー労働者代表メルトン氏は威赫は國際労働組合聯盟より來るに非ずして却つて多數の人民に對する不正、困苦及窮乏を伴ふ現今の労働状態は大なる不安を醸生し總て世界の平和協調を危殆ならしむ」と規定せる平和條約（第十三編第一款前文）より來るに非ずや、労働者はかゝる状態の燻除を求むる權利ありとて第三第四項存置に賛した、採決の結果第三項は九十對十七、第四項は九十對十三と云ふ大多數を以て存置に決定した。而して三十一日の第七回本會議に於て農業に於ける労働時間の取締が將來に於ける總會の議題たるべき事を決議した。

農業労働者の失業問題

農業労働者の失業問題と社会保険とを審議すべき第一農業委員会はダニエルホール氏委員長の下に十月三十一日より數回開催先づ失業問題に關する事務局の勧告案を討議し多少の修正の後之を可決した。

此の勧告案は十一月七日の第九回本會議に提出された。ホール氏の報告の後オランダ政府側代表ノーレンス氏は失業に關するワシントンの決議が農業労働者にも適用ある事を明かにするため其の旨前文に書加へんと提議しベルギー労働者側カレル氏之に賛したがイギリス政府代表ホール氏、バロー氏等は英國は世界に於て最も完備せる失業保険制度を有するに係らずそが農業に適用不能なるを述べて之に反對し、且かゝる重大問題の賛否を少しの猶豫もなく表明すべしとするは不可であると論じた。茲に於てかイタリア労働者側顧問ゴルニ氏は委員會に於て労働者側はワシントン決議が農業にも適用ある旨の修正案を準備せしもそは余りに明白なりとせられた爲に之を控え

たのであるが今や少しく勝手が違ふと怒號

しカナダ使用者代表パーンス氏は前文の如きはさまで重要でない、重要なるは以下の條項であると述べたのでノーレンス氏の修正案を採決に問ふ事となり四十二對二十九で可決、次いで失業防止に關する勧告案の第一項は可決、スペイン労働者代表の第二項に於て科學的農業を強制せんとするの修正案は否決となつた。又ギリシヤ政府代表の第三項に大農保護の意を加えんとする修正案は否決、採決の結果第三、四、五、六項共可決、勧告案の第一部は全體として満場一致可決、ツメタ氏第二部に就き大農は

世界の需要に對する國家的國際的生産力の不適應より起るが故に問題は國際的に取扱はるべきであると論じて一の修正案を提出したがそは勧告の範圍外であるとなされた採決の結果第二部亦満場一致可決、起草委員會へ廻された。かくて十一月十二日の第十七回本會議に提出ベルギー使用者代表カールエ氏の第六條削除案は否決され最終採決の結果失業防止に關する勧告は七十五對

十九、保留、四にて採擇された。

農業労働者災害賠償問題

十一月二日開催の第一農業委員會は農業労働者の災害賠償に關し次の如き條約案を可決した

本條約案を批准する所の國際労働團體の構成員たる各團は其の領土内の總ての農業賃金労働者に對しても労働者の從業により又は從業中に生ずる災害に依る人的傷害の賠償に關する法律及命令を擴張適用する事を約す

此の條約案は十一月七日の第十回本會議に提出された。先づテアテ氏は「條約案には其の領土内の農業賃金労働者とあるがこは明かに外國人労働者を含んで居る。是は他國も同様なる待遇を與ふる場合に非ずんば不公平である」と論じ一の修正案を提出した。ゴルニ氏は災害保險の相互關係は來住國には有利であるが移住國には不利である。故に此の問題は移民問題の附議さるべき次の總會にて提出されん事を乞ひたいと述べた。ホール氏は外國人の相互的待遇に關するワシントンの勧告が此の意を含んで居るから修正の必要はないと述べたのでテ

アテ氏は修正案を撤回した。次いで日本の岡本政府代表は「條約案の趣旨には賛するが日本では大農法が行はれないし又機械が用ひられないから災害は稀であり労働者の個人的災害に特に賠償を與ふるの法律は日本では不必要であり又實施不可能であるから賛成出來ぬ」と述べたが採決の結果此の條約案は七十五對十で可決され起草委員會へ廻された。かくて十一月十二日の第十七回本會議に於て八十一對十三、保留二で採擇された。

農業労働者の社會保險問題

農業労働者の社會保險に關する問題は十一月二日の第一農業委員會で審議された。之を條約案とすべきや勸告案とすべきやに就て議論分れたが僅かの差で條約案とする事となつた、即ち左の如くである。

疾病、癱疾、老齡其の他類似の社會的危險に對して設けたる保險制度に關する法律命令を商工業労働者の場合に於けると同様の條件の下に於て農業賃銀労働者に擴張適用する事を約す。

此の條約案は十一月八日の第十一回本會

議で討論された。イギリス使用者側パチエラー氏は條約案の範圍はあまり廣きに失するが果して三分の二の多數の賛成を得るや否や疑問なれば勸告の形とし度いと又其の他類似の社會的危險とは意味漠然としてゐるとして一の修正案を提出したがイタリ労働者代表バルデン氏、イギリス労働者側顧問ウォーカー氏之に反對した。採決の結果パチエラー氏の修正案は五十五對三十五で可決次いでカナダ労働者代表ムーア氏は其の他類似の社會的危險なる文字を挿入すべしと提議し五十九對二十九で可決起草委員會へ送られた。かくて此の勸告案は十一月十二日の第十七回本會議で八十四對二、保留八で採決された。

女子少年の保護及び居住問題

第二農業委員會は十月三十一日よりスベ

イン政府代表ミゴリア氏委員長の下に數回開かれた。事務局は農業に使用せらるる兒童の最低年齢の問題に對する一の條約案其の他諸種の勸告案を提案したが委員會にて討議修正の結果右條約案の外産前及産後の女

子使用に關する勸告、女子の夜間傭使に關する勸告、兒童の夜業に關する勸告、農業労働者の居住状態に關する勸告等を可決し十一月十日の第十四回本會議に提出された。

最初オランダ労働者代表セラレンス氏の報告の後ベルギー労働者代表メルタン氏は産前、産後の婦人の保護に關しては勸告の代りに條約案を以てすべし、ワシントンに於ては尙工業に於ける婦人の保護が條約案を以てせられたるに非ずや又婦人の夜間使用に關しては能ふべくんば繼續せる休憩時間とあるも「あたふべくんば」とあるは不可なり又兒童使用に關しては委員會に於て輕易なる作業なる字を入るゝ事を労働者側は主張せしも容れられざりしが宜しく之を挿入すべし又居住状態に就ても更に嚴格なる規定を要すと論じた。

(イ)産前産後の女子保護問題

産前産後の女子保護の問題は第十四回本會議で引續き附議された。ドイツ労働者代表グイツセル氏は此の問題を條約案とした一の修正案を提出し、ドイツ労働者側顧問ハンナ女史之に賛

成した。次いでキエバ政府側顧問バザン夫人、ノルウー政府側顧問のキエルスビエール夫人、イタリーのアルトベリー夫人は條約案に變更するの修正案に賛成しアルトベリー夫人の如き「此の問題は唯に人道上の問題に止まらずして實に文明の問題である。若し總會が條約案を拒むならばやがて母性の保護充分ならざる結果國民の體格漸次劣化し來るを見て悔ゆるの目が來るであらう」と論じた。次いで勸告の語を條約と修正する事四十七對四十四で可決されたがロブケウイツ氏は提案は勸告として出來て居るから再び委員會へ戻すべしと論じた。然し事務局長は若し委員會で條約案を起草するも三分の二の多數を得る事困難なるべくかくて條約案も採擇されざるべしと述べたので此の報告の第一部は再考のため第二農業委員會へ戻される事が五十一對二で可決された。十一月十二日の第十七回本會議でセラレンス氏は條約案は通過不能なるべきを思ひ勸告を提出したる旨報告し八十六對五にて可決。かくて起草委員會起草にかゝる勸告は十一月十五日の第二十回總會に提出し南阿政府代表、イギリス政府代表、デンマーク政府代表等の賛成投票をなす能はざる理由の陳述ありて最後終採決の結果産前及び産後の女子傭使に關する勸告は六十五對十四、保留八で採擇された。

(ロ) 女子の夜間傭使問題

此の問題は十一月十一日の第十六回本會議で附議された。ベルギー労働者側顧問プラントフ

エーグ氏は原案に「九時間」とあるを「繼續せる十時間」とすべしとの修正案を提出、キエバ政府代表ベタンコート氏之に賛したが採決の結果三十五對五十三で否決、イギリス政府代表ホル氏此の勸告には賛成する旨述べ滿場一致可決、かくて起草委員會起草の勸告は十一月十五日の第二十回本會議に提出、ベタンコート氏は衛生的、醫學的見地より「能ふべくんば」の文字を削除せんことを提議し、チリー政府代表グイクーナ氏之に賛したがパウルトン氏は此の案は既に委員會にて妥協互認の結果成立したるものなれば修正に反對なりと述べ採決の結果五十一對二十九で否決、最終採決の結果女子の夜間傭使に關する勸告は九十對四で採擇された。

(ハ) 兒童傭使問題

幼少者使用の最低年齢に關する條約案は十一月十日の第十五回本會議で逐條審議されたが最低年齢を定めたる第一條は異議なく可決、第二條につきサーブクロアイトスロヴェン労働者代表ポークケイ氏は幼少者をして輕易なる作業にのみ従はしめんがため「特別なる農業業者若しくは收穫に關する輕易なる農業業者若しくは收穫に關する輕易なる作業」と修正し又遅刻を少なからしめんが爲め「但し」の次に「義務教育期間中は授業時間前に」なる語を加ふべしとの二つの修正案を提出した次いでベルギー使用者ツサン氏は第二條の解釋に就いて質問し事務局側は原文は決して授業時間後兒童が牛飼等の仕事をなすを禁ぜんとするものでないと述

べたのでツサン氏は修正の必要なしと論じた。次いでポークケイ氏の第一修正案は三十九對三十三で可決、第二修正案はベルギー労働者側顧問プラントフエーグ氏、フランスのオデー氏の賛する所となつたがサーブクロアイトスロヴェン政府代表コウセル氏は小農が其の兒童を使用する事を妨げる如何なる修正にも反對だか述べ、イギリス政府代表ホル氏も總會は此の種の規定が實際上如何なる結果を齎すかを考慮せん事を望むと、のべ反對意見を述べたのでプラントフエーグ氏は只労働者をして其の兒童に清新なる頭で授業に就く的機會を與へんとするのみであると述べた。採決の結果二十對四十六で否決、第三條は異議なく可決、條約案全體も滿場一致可決、かくて十一月十六日の第二十一回本會議で最終採決の結果八十五對一で採擇された。

(ニ) 兒童夜業問題

此の問題は十一月十一日の第十六回本會議で討議された。サーブクロアイトスロヴェン労働者代表ポークケイ氏は原文第二項に「九時間以上の能ふべくんば繼續せる」とあるを「繼續せる十時間」と修正すべし、蓋し夜間の休息は常に睡眠のため必要なるのみならず又娯樂と勉勞とのためにも必要だからと述べ、ベルギー労働者代表メルタン氏の賛する所となつたが採決の結果二十三對三十二にて此の修正案は否決された。次いでイギリス労働者代表パウルトン氏は第二項適用の範圍に就き質問し報告者セラレ

ノス氏は事務局案には十八歳以下總ての人に對する一目あるのみであつたがホール氏の提議により幼少者の夜業に關するものと十八歳以下の少年に關するものとを二目とし次で各國をして其の地方的狀況に従ひ最低年齢を定めしむる事となつたと答へた、ホール氏は幼少者と少年の分岐點を定むる定義を勸告中に入るゝを要すべし然らずんば第一目亦十八歳以下の總ての者にも適用ある事なるからと述べ之に就き考慮するため委員會へ戻す事が可決され翌十二日の本會議に再び提出ベタムコート氏は「能ふべくんば」の文字を削除し「九時間以上繼續する」と修正せんとの案を出し四十三對二十九で可決全體として勸告は八十對八で可決、十一月十五日の第二十回本會議でイギリスのホール氏が保留の理由を述べたる後採決の結果八十二對五、保留で採擇された。

(ホ) 居住狀態問題

農業労働者の居住狀態に關する問題は十一月十一日の第十六回本會議で討議せられた。先づグイツセル氏は原案の第三項に於ては保護は労働者個人のみ及び其の家族に及ばざるを以て不十分なりとし一の修正案を提出しイタリーのアルトベリ夫人は農業労働者の都市集中は田舎に於ける住居狀態の不完全に基くものでグイツセルの案の如く其の改良手段を多少詳細に規定するは必要なりとして之に賛成した。茲に於てか議長は勸告第一項を議決に問ひ可決、次いで提出されたホール氏の第二項より「或は其

の労働者の家族」を削除せんとする修正案は否決され第二項は原案の儘可決、第三項に對するグイツセル氏の修正案は可決され修正第二項可決、第四項亦可決された。かく農業労働者の居住狀態に關する勸告は全體として六十五對四にて可決された。かくて十一月十五日の第二十回本會議で最終採決の結果農業労働者の居住狀態に關する勸告は七十四對十二、保留四で採擇された。

農業労働者の技術教育問題

此の問題に關する労働事務局の勸告案は十月三十一日の第三農業委員會で討議された。スミス労働者代表シュルヒ氏は第一項の「一定の時期に於て」を毎年とすべしと論じベルギー使用者側顧問ジサン氏は「該法律の適用」から後の語を削除せんと主張したが結局事務局案が通過し十一月三日の第八回本會議に提出された。

第一項は異議なく可決、サブクロアトスロヴェーン政府代表スイトコウイツチ氏は農業學校は只に善き労働者のみならず善き市民を作るべきものなるが故に「農業技術教育」は「農業教育」なる語に若かずと論じたが議長に問題外だと宣せられた、イ

ンド労働者代表ジョーシ氏はインドの如き無學者多き國にて農業技術教育を與へるに際し起るべき困難を述べた、イギリス政府代表ホール氏は農業貸銀労働者に對する農業技術教育普及の費用と他の農業労働者に對するものとを區別するは困難なるべきを恐ると論じ、議長は其の必要な旨答へカナダ政府代表ブラウン氏はカナダは聯邦制度で教育は各州の司る所なれば「完全なる報告」は「出来るだけ完全なる報告」とするに非ざれば勸告に賛し得ない旨述べたに對し議長は其の邊の用語には充分注意すべきを答へて満場一致起草委員會へ送らる事となつた。かくて十一月十二日第十七回本會議に於て最終採決の結果此の勸告は九十七對零、保留三で採擇された。

農業労働者の組合權問題

農業労働者の組合權保障の問題は第三農業委員會に附せられたのであるが十一月一日の第三回會合に此の問題に對する事務局の提案が討議された。スペインの労働者側代表カバレロ氏はスペインでは労働者の組

合権を認め乍ら然も屢々之が停止處分をす「從事する」(Engaged)の文字に變へる事とべく又ベルギー代表によつて挿入されたるから事務局案に「組合権の停止を爲すを得ざる」旨を加ふべき事を主張しイタリア労働者側代表はイタリアでは法律上組合権を保障されて居ても事實上之を制限してその権利を無効たらしむる事があるから「法律上並に實際上」と云ふ文字を挿入する事を提議し更にベルギーの使用側代表は自國の新法律にあるが如く「組合に加入し又は組合に加入せざるの自由」を保障する必要を述べた。日本労働者側代表は此の農業労働者の内に小作農を含むや否やを質問し日本の小作農は事實上農業労働者であるから之を含む様な文字に變へるか別に之を含むが如き文字を加へ度いと要求した。英國の使用側代表は事務局案がもと賃銀労働者なる文字を用ひて居たのを農業労働者と云ふ文字に變へたのは日本の小作農の如きを含むは勿論尙英國の小農をも含ましむる爲めなる事を説明した、そこで日本労働者側代表は日本に於ては誤解を生ずる虞があるから「雇傭たる」(Employed)の文字を

「從事する」(Engaged)の文字に變へる事と農業労働者には小作農を含む旨を委員會の記録に止め置かん事を要求した。日本の使用者側代表は日本は小作組織であるから組合の必要なきを説いたが結局農業労働者は日本の小作農等をも含む明瞭な文字を用ふる事とした。而して此等の修正の幾つかを含み殊に農業労働者の文字に代へるに「農業に從事する總ての者」と云ふ廣い文字を以てした委員會案を作成した。尙之を條約案とすべきや勸告とすべきやの問題に就いては日本の使用者側代表は勸告説を主張したが結局條約案とする事になつた。

かくて此の案は十一月三日の第八回本會議に提出された。アンリ氏の報告があつた後スペインの労働者側代表がバレロ氏は法律上工業労働者に組合権が認められない國では「工業労働者と同様に」なる文字は無意味であるから「組合に關する完全なる權利」となほす必要があると述べスペインの如く組合権を與へ乍ら之を停止する國があるから「停止すべき法律其の他を廢止」すべく又ベルギー代表によつて挿入された「組合に加入又は加入せざるの自由」なる文字は加入せざる自由は殊更に云ふ必要なく且つ稍もすれば組合加入を阻止するの武器とされる虞れがあるとの理由で之が削除を主張した。

此の修正案はフランス労働者側代表ジューオー氏の賛する所となつたが五十七對十三で破れた。次いで日本の政府代表岡本氏は「農業に從事する總ての者」なる文句は其の範圍廣きに失し日本農民の社會状態に大なる影響を及ぼすべきが故にての被傭農業労働者の文字に變更せんとする修正案を提出した。日本の労働者代表松本氏は「何故に我が政府代表が斯くの如き提議をなせしやを解するを得ない、日本に於ては農業賃銀労働者は比較的少數であるが其の賃銀として全收穫の極く僅かの部分を得つゝある一種の農業労働者と見なさるべき小農が二百五十萬以上ある。所謂農業賃銀労働者は全國諸所に僅かに散在せるのみでそが近き將來に於て組合を作るの見込はない。然るに

日本政府は殆んど之を利用し得べくもない此等賃銀労働者に組合権を認めて既に組合を組織し其の法律上の認定により其の効用を完からしむるを得べき小作農に之を與へざらんとするものであると論じ採決の結果日本政府代表の修正案は否決し去られた。

次にイギリス政府代表バーロー氏は「法律上及び實際上」の文字と「加入し又は加入せざるの完全なる自由」の文字とを削除せん事を提議し南阿政府代表バレット氏其他の賛成ありフランス労働者代表ジュエー氏は前者の削除に反対したが採決の結果は兩者共削除さる事となり起草委員會の方へ廻された。十一月十二日の第十七回本會議に於て起草委員會起草の條約案は九十二對五、保留二で採擇された。

週休問題

週休問題委員會は英政府代表バーロー氏委員長の下に十一月二日より數回開催された。先づ工業に於ける週休問題と商業に於けるそれとを別々にする事に決まり次に提案を條約案とすべきか。勸告とすべきか。

問題となつたが結局工業に對しては條約案、商業に對しては勸告と決定した。

(イ) 工業に於ける週休問題

工業に於ける週休問題は十一月十四日の第十八回及び第十九回の本會議で討議された。先づ週休委員會委員長バーロー氏は委員會では一週一日を休日とする一般原則を認め之に例外を設けると云ふ比較的廣汎なる條約案を作成せし旨又各國は比較的研究のため其の例外表を事務局に報告するのみならず例外表に變更を加へし場合も報告するを要し又例外を設けし理由も亦報告すべしと決したと述べた。英國政府代表バーロー氏、ベルギー使用者側顧問フエーボン氏等は週休の精神には賛するも國際的統一には反對する旨述べ、キエーバ政府代表ベタンコート氏は條約案に賛成し次いで逐條審議に入つた、第一條は可決、第二條に就きフランス政府代表フォンテーヌ氏は第二條第五項に於て各國をして休日を停止若くは減少せし場合には之に代る補償的休日を設くべしとなし、第三項に於て例外を作り得る事としたのは矛盾である。第三項に來るや第五項に來るやを知るは困難であり第三項によれば一ヶ年四十二日の休日を休日たらしめざるを得るも第五項により十二日の休日を設けんとすれば他に之に代る補償的休日を設けざるを得ぬ故に第五項は削除すべしと論じた。スエーデン使用者代表エドストロム氏之に賛しベルギー労働者代表メルタン氏は削除に反對しカナダ労働者代表ムーア氏亦フォンテーヌ氏指

摘の矛盾が實際存しないから削除の要なき事、多くの政府代表は各自國の現行法と矛盾するが故に削除すべしとなすも労働會議の目的は各國の現行法と一致する條約案を作る事よりも寧ろ平和條約第八編に一致する立法を作らんとするにあると述べ採決の結果フォンテーヌ氏の提議は五十一對四十八で否決、イギリス政府代表の第三條から「例外の理由を示し」を削除せんとすの動議は多數にて可決、第四條より「若くは内地水路」を削除せんとする、インランド政府代表の動議、第五條全部を削除せんとす、南阿政府代表の動議及び新聞記者の週休に關する一條を加へんとするギリシヤ政府代表の動議等は否決された。議長は今一度此の條約案を委員會へ返戻するが時宜に適すべしと考へたので南阿の労働者代表クロフォード氏は返戻を動議しヴェネスエラ政府代表ズメタ氏之に賛した。ノールンズ氏は之に反對しイタリー労働者代表バルデオン氏亦之に反對して「此れ即ちジュエー氏の所謂實際的日和見主義である。労働者の希望が僅かの差で少數否決となりし時は決定は常に終局的で未だ嘗て委員會へ返戻されしを聞かない此の條約が三分の二の多數を得るは難からんと云はれて居るがそれは只豫想のみ宜しく採決の結果を見るべきである。若し無産階級に對し此の最少限度の改良を確保するため三分の二の多數を得られずとせば斯くの如き僅かの希望も會議に於て政府及び資本家の援助を得る能はざる旨各國の無産者に知らしむべし」と叫びメルタン氏及エルドシュトロム氏亦之に和した。工業に

週休制を適用せんとする條約案を採擇すべきや否やに就き採決の結果六十八對二十八で採擇と定まり、之を起草委員會へ送る代りに週休問題委員會へ送展するクロイフォード氏の動議は五十二對四十三で否決となつた。かくて十二月十七日第二十三回會議に於て工業に於ける週休條約案の最終採決が行はれる事となつた。先づムリア氏、パロー氏間に一二用語に關する問答あり英國使用者代表ベレー氏は補償的休日を規定せる第五條の削除を動議しフランス政府代表フォンテノヌ氏、英國政府代表パロー氏之に賛したがドイツ労働者代表ウイツセル氏は猛烈に之に反對した。日本政府代表岡本氏は日本に於ける工業労働者の週休制はワシントンの時間制條約案に規定あり而して該條約案は目下權威ある機關の議に附されつゝあるか故に日本政府代表は同問題に關する他の條約案又は勸告を考慮するを得ず従つて採決に加はざる旨述べた。最終採決の結果此の條約案は七十三對二十四、保留二（これ日本の政府代表である）が採決された。

(ロ) 商業に於ける週休問題

十一月十八日第二十四回本會議に於てパロー氏は週休問題委員會の第二報告（商業に於ける週休問題）を提出し且つ之を條約案にすべきや勸告にすべきやに就き最初採決した時は兩者同數で何れも決しなかつたが二回目に十八對九で勸告にする事に決まつた。而して工業に對する條約案の基礎を商業にも適用する事になつ

た。然し細かい點では二三の相違がある即ち此の勸告には補償的休日の規定、例外に對する理由を述べしことなす規定、揭示を掲ぐべしことなす規定等はない、而して此の勸告が將來の會議に於て再び考究せられ一の條約とならん事は委員多數の希望である」と述べた。氏は次いで英國政府の代表として原則には賛成であるが十年以前此の種の立法の通過が困難なりしに鑑み英國が之を採用すべしこと云ふ事は出来ない、故に投票を控へると述べた。サーブクロアトスロヴェーヌ政府代表クセル氏は「何故に委員會が商業の週休に關しては條約案を以てせずして勸告としたかを疑ふ。週休は工業に於けるよりも寧ろ商業に於て實行容易に非ずや。委員會の報告によれば各國の立法が條約案たらしむるを妨げたとの事なるも各國をして法律を改正せしむる事こそ此會議の目的に非ざるか、又一家族のみ従事する場合にも例外を認むべからずとなす委員會の意見には從ひ得ず」と論じ勸告の代りに條約案を以てすべき事。工業に對する條約案第三、第四、第五、第六條亦商業に適用さるべき事を提議しメルタン氏之に賛したがパロー氏の反對ありフォンテノヌ氏亦フランスは此の問題に就き條約案を採用するも何等痛痒を感じず然れども滿場一致を得るため勸告に賛せんとすこと述べ採決の結果修正案は否決、此の勸告は八十一對一で可決され十九日の第二十七回本會議で最終採決の結果九十二對零、保留二で採擇された。

白鉛禁止問題

白鉛問題委員會は十月三十一日からカナダ政府代表オペットスミス氏委員長の下に數回開かれた。事務局案は白鉛を禁じて代用物を用ひしめんとして居るため代用物の有無に關し議論分れ多數側、少數側の二つの報告が出来上つた。

十一月十六日の第二十一回本會議に此の兩報告提出、二十四回本會議迄討議が續いた。白鉛問題委員會委員長ケネスゴードバイン氏は曰く「醫學上より見て此白鉛禁止には皆賛成であつたが禁止方法に就き意見分れ一は白鉛に代へて何等か適當なる代用物を用ひしめんとし他は白鉛の使用は之を許すも有毒塵は之を禁ぜんとするものである是れ多數側、少數側二報告の提出せられた所以である」と。多數側報告は全然白鉛使用を禁止せんとするもので少數側は建築業は除外せんとするものである。オーストラリア政府側顧問オリヴァ氏、オーストリア使用者代表マイスル氏、イギリス使用者側顧問バツターウアース氏、フランス使用者

代表ラヴェルニユ氏等禁止に反対し、フランス政府代表ゲーダル氏は建築業にのみ禁止すべしと論じ、イタリー政府側顧問ロリガ氏は禁止に賛成する等議論を出しカナダ政府側顧問ロイ氏をして此の討論に於ては一方には少數資本家の利害と他方には人類生活のそれとの利害闘争を見ると叫ばしむるに至つた。次いで多數派報告が決議の形

を採れるを條約案とする事が一票の差で可決せられた。フランス政府代表は其の内外を問はずペインテングに於ける白鉛の使用を禁止せんとするの修正案を提出した。更にイギリス労働者代表パウルトン氏は此の修正案第一條に「其の内外を問はず建築ペインテイングは」とあるを「總ての内部ペインテイング」と修正せん事を提議し此は少數側と協調せんがための讓歩であると述べスペイン労働者代表カバレロ氏之に賛した、又ドイツ政府代表ライマン氏は(イ)第一條に於て硫酸鉛をも禁止せん事、(ロ)鉛含有亞麻仁油の語を削除する事、(ハ)禁止猶豫期間を認むる事等を提議し本會議を一

時休憩、其の間委員會開催、一の修正條約案が作成せられ本會議再開後報告された。此の條約案が七十六對三で可決され。起草委員會へ送付された。更に十一月十九日の第二十七回本會議に提出、第三條に於て禁止せる以外の仕事に徒弟の使用を許さんとする修正案可決、最終採決の結果此の條約案は九十對零、保留一で採擇された。

炭疽病問題

十一月十四日第十八回會議に於て炭疽病委員會委員長リツピング氏炭疽病附着の羊毛に對する一般的消毒強制の問題は條約案を作る程未だ研究が出来てない事、其の實際的規律の問題は更に調査研究を要するが故に理事會に於て一の諮問委員會を任命して之に當らしめ出来る丈け早く此の問題を討議し得るため一九二三年の總會に提出し得る様理事會に報告せしむる事に委員會では決した旨述べた。次いで氏はその國際的規律に賛する事、技術上ではダツカリング氏の消毒法により問題が既に解決されて居る事、斯くの如く直ちに條約案を採用する

事には困難が伴ふので其の代り一の決議を提出するに至つた事を述べた。而して此の決議は滿場一致で可決された。

海員問題

海員問題委員會はフランス政府代表ゴダール氏委員長の下に十一月三十一日より十一月七日に至る八日間に九回開催、勞働事務局の提案に係る海上に使用する十八歳未満の火夫、石炭夫使用禁止に關する件及び海上に使用する幼少者の體格検査強制執行に關する二條約案を審議した。先づ第一の條約案が逐條審議された。第一條に就てはゼノア總會の意嚮に従ひ漁業には適用せざる事に決定し、第二條に就ては印度は沿岸航海に就ては十六歳を最低年齢とし度いと望み日本は總ての航海に十六歳を最低年齢としたいと述べたので印度及び日本に就ては(イ)體格検査の結果其の體格適當なりと認められ、(ロ)認可が沿岸航路のみ與へられ、(ハ)使用が使用者及び労働者の代表的團體と協議の上制定された規則により取締らるゝと云ふ條件の下に十六歳を最低年齢

とする事になつた。尙ドイツ使用者側顧問
エーラーズ氏は第二條より重油船は除外す
べしと論じたが之は重油使用の將來を見る
迄待つ事となつた。第二の條約案に就ては
大なる異議なく可決、かく出来上つた二條
約案は十一月十日の第十回本會議に提出さ
れデツカー氏の報告あり、次いで第一の條
約案に就きイギリス政府代表バーロー氏よ
り該契約々款には本條約規定の要領を掲
ぐるを要すとの一條を加へんとの案出で賛
成意見多數にて右修正案は可決、翌十一日
の第十六回本會議にて最終採決の結果百對
零保留二で採擇された。第二の條約案は十
日の第十四回本會議で満場一致採擇され
尙十日漁業は海員問題に關する條約及び勸
告の適用を受けず又商船は會議事項中の特
別なる海員問題の討論の結果採用されたる
ものに非ずんば總ての條約案及び勸告より
除外さるべきである旨の決議が採擇され
た。

其の他の諸問題

(イ)資格審査問題

資格審査委員會の報告は十一月十八日の
第二十五回本會議で討議された。先づ日本
の労働者代表顧問那須氏は日本の労働者代
表選定の方法に抗議を提出して曰く「日本
には既に一般に労働者の最も代表的な團體
として認められて居る労働同盟が存置する
にも係らず日本政府は一人の代表者を選定
するに際し此の團體を無視し平和條約第三
百八十九條に違反した。斯くの如き原則の
蹂躪が總會により看過されんか同様な違
法手段は將來も起るであらう。此の抗議を
提出するは常に日本労働者の利益擁護のた
めのみならず又平和條約の原則を支持せん
が爲である。總會は必ず日本政府をして其
の労働運動に對する態度を反省せしむに努
むるを信ずるも若し其の事なしとせば總會
の道德的權威を疑はざるを得ない」と。次
いで審査委員會委員長ベサンコート氏は一
般労働者を含める中央的労働組合殊に農業
労働者の組合の存在せざるため日本政府が
止むはく自己の責任にて代表を官選したる

事情、日本の労働者代表が自己が選定され
し方法に就て個人的抗議を提出するの義務
を感じし事情等を述べたる報告の一部を朗
讀し委員會では此の問題はワシントン總會
でも問題になつたのだから日本の労働者及
び使用者の代表選定が平和條約の第三百八
十九條に従ひなされる事が望ましいと云ふ
事になつた旨述べた。更にフランスのジュ
ーオー氏は日本政府に第三百八十九條に従
ふ様外交的勸告を發するの精神には賛する
事代表されて居ないポーランドの團體が代
表されて居る團體よりも一層代表的のもの
なる事、第三百八十九條の協議とは只法律
上必要なと云ふ丈けで實際は必ずしも之に
束縛さるゝ要なきが故にオランダ労働者代
表の選定も別に不可はない事を述べ「使用
者又は労働者を最能く代表する團體」の團
體は必ずしも複數たるを要すとは考へない
が然し政府の好む團體のみと協議するの危
険はあると論じた。ベサンコート氏は「日
本に對する外交的方法に就き(イ)日本の勞
働團體の大きさ、重要さを知る充分なる材料

なき事、(ロ)日本政府の確かな陳述に反する事はジューオー氏も認められるであらう故に(一)總會も終りに近づいたし(二)充分な情報を得られないし(三)未だ前例もない事だから委員會は總會に日本の労働者代表を承認されん事を望みたい」と述べた。茲に於てか議長は「平和條約第三百八十九條の解釋に關する又此の規定に従ひ労働者使用者代表を選定するに當り採るべき方法に關する常設國際司法裁判所の意見を聞くべく國際聯盟理事會に要求せん事を國際労働總會は労働理事會に依頼する」旨の委員會の決議を採決に付し七十三對零にて可決された。

附、以上は本會議に於ける資格審査問題討議經過の概要であるが我が労働代表の資格問題に就ては右本會議以前幾多の波瀾があつた。即ち松本労働代表が資格審査委員會を経て發表した「資格問題に關する覺書」(後述)なるものが十月二十九日の議事録附録中に掲載され之と前後して英佛兩文で印刷した「日本に於ける労働

組合運動」なる紙葉が松本氏の名で議場に配布せられた。之には日本に於ける組合運動の小沿革を述べ現時に於ける労働組合員の概數をあげ尙附録として治安警察法第十七條及び第三十條並に最近五ヶ年間に於ける治安警察法第十七條違反による檢舉者及び受刑者の數を掲げてあつた。十一月一日の議事録附録には大塚、岡本兩政府代表の名で日本の労働團體は特種の産業のみに限られ且つ現存する労働者の産業的團體の附屬員總數は全國總労働者數の百分の二に過ぎない、且つ此等團體の發達は未だ幼稚だから政府は責任を以て官選代表を送つた旨の辯明書が出た。茲に於てか十一月八日更に労働者側は政府の辨明を反駁する第二回の陳述書を公にし、十七日に至るや政府側は第二回の辯明書を公にし、次いで十八日の本會議となつたのである。今松本代表が十月二十九日發表した第一回陳述書をあげれば左の如くである。

する所は余の日本を出發するに先ち主として既存労働團體より余の任命手續きに關して不平の聲起りし事はなりその不平の趣旨は現在の日本には農業労働者の組織的團體殆んど存せずと雖へども最も代表的なる既存の労働團體に協議することなくして労働代表を選任するは平和條約の主旨に違反すといふにあり。余が何故に斯くの如き奇異の地位をも意せせずして此處に來りしやは正に余の茲に辯明して諸君の諒解を得んことを願ふなり。今年春季に於いて第三回國際労働總會の開催さるべき事は夙に新聞紙を通じて日本の民衆に知れ亘れり。されど政府が農業問題の重要を力説するに努めたる結果、世人は誤られて次回の總會は單に農業問題のみを討議し随つて労働代表も亦農業労働者關係より之を選定すべきものなりと速斷するに至りぬ。日本政府は適當なる労働代表を發見するに多大の困難を味ひたる末余に求むるにその任命を受諾すべき事を以つてせり。余は十年に亘り自ら耕作の事に従ひ農業労働者の實際狀況に就いては相當の知識を有せりと雖へども國際労働總會に於いて日本労働者全體の代表者を裝ふの意思なかりしを以つて一應その申込を固辭したり。されど政府は日本に農業労働者の團體存在せざる事並びに會期切迫して他に候補者を求むるの不可能なる事を理由として繰返し任命の受諾を余に慫慂したるを以つて、遂に余は是等の事情に鑑み任命手續きに就き平和條約の規定嚴守せらるべき事を條件

さして此使命を受諾すべき旨を答へ之に對し余との交渉の任に當りたる政府の吏員も亦此の點に關し極力盡力すべき旨を約せり。然るに一月中旬余の任命の發表せられたる際、余が政府に要求せし條項の毫も満たされ居らざる事を發見せしは余の深く遺憾せし所なり惟ふに日本に農業貸銀労働者の組織的團體現存せざるは事實なり。されど平和條約の規定に據る時は政府が最も代表的なる労働團體に協議すべきは明白の理なり。殊に工業、商業、海運業に従事せる労働者に關係ある事項が議題に上せらるる場合に於いて一層然りといはざるべからず。

余の任命ありたる後、幾干ならずして余は總會が六箇月延期せられたりとの報を受けたるを以て自己の地位につき再考するの機會を得たり。

その間に於いて余は議會に席を有する友人を介して政府をしてその約を履行せしむべく懇懇する事を試み、兼て本件に關する政府の意嚮を確むるに努めたり。されど余は結局政府の首腦者等は社會問題に關して極めて保守的の見解を有し且労働問題の眞義を解せざるものなる事を確信するに至れり。されば労働代表選定の一事に就いても彼等が平和條約の規定を一般に承認せらるる、精神に従つて解釋せず自己一流の曲解を試みたる事亦故ありといふべし。

若し余にして自己一身の利害を慮りたらんには此の際潔くこの任命を拒絶せしなるべし。

されど余は假令余に於て此の任命を拒絶すとも政府はたゞ同様の手續きを繰返すに止まり他により代表的なる何人をも總會に派遣するに至らざるべきを知りしを以つて寧ろ此際この使命を受諾し、此の地に來りて能ふ限り日本労働者の利益を擁護し且機會に應じて平明なるを思ふに至れり。

かくて余は最後に述べたる理由より此の問題を熟考したる結果、遂に此の總會に來たらんこの意を固めたり。余は余の地位の如何にも奇異なる事を十分に覺知し且此の總會に於いて余の資格問題の惹起せらるべき事をも豫期せり。余は固より毫末も總會に出席し得ざるに至る事を恐るゝ者に非ず。寧ろ却つて余が資格承認を拒絶せらるるの事實が日本労働組合の國際的承認を意味し隨つて政府當局者並に社會の進展を阻止する保守派の人々を長夢より覺醒せしめ日本労働者が次回の總會に最も代表的なる代表を派遣し得るに至るの途を拓かんか余の勞苦は正に酬いられたるの感あるなり。云云

(ロ)原料分配問題

パルデシ氏の提議に従ひ詮衡委員會は十一月十五日の第二十回本議に國際労働事務局をして原料分配問題を調査しつゝある國際聯盟と接觸を保ち此の問題の調査報告を次の總會に提出せしめんとする決議を提出したが五十三對一で可

決された。

(ハ)荒廢地の兒童夜業問題

十一月十五日の第三十回本會議に戦争によりて荒廢に歸せられた地方に少年の夜業に關するワシントンの條約案を適用せんとする決議案が提出された。イギリスのパウルトン氏「一九二五年七月一日」は「一九二三年十二月三十一日」させんと修正案提出して可決、此の決議は滿場一致で可決された。

(ニ)失業問題

第十三回本會議でスワイスのシユルヒ氏は國際的失業對策に就き何等か研究する事が望ましいとの意見で對策を研究せんため一の調査會を設けんと決議案を提出したが詮衡委員會は之を研究し十一月十八日の第二十四回本會議へ提出した。フランスのシユエーオー氏は此の重要問題が討議さるゝに至りしを喜ぶと云ひパウルトン氏は「多くの失業者が仕事を求めつゝある一方、此等失業者が喜んで生産すべき必要品缺乏のためロシアでは數百萬の人々が饑饉に瀕しつつあるは一の大悲劇である。宜しく労働理事會は公平なる立場に立つて各國をして之が解決策を講ぜしむべし」と論じて之に賛した。イギリスのパローロ氏も此の決議に賛したが(一)國際

的に取扱はるゝ前、先づ國內的に研究さるべき事
(二)又國際聯盟の經濟部と協力するが必要なる
事を述べて此の意味の修正案を提出した。南阿
勞働者代表クロイフォード氏は此の問題の根本
的解決は社會主義の實現にある、我等は國際勞
働機關に餘り多きを求めてはならぬ」と述べた。
後バーロー氏は元の修正案を撤回し「國際的」の
前に「國內的及び」を加へ財政經濟問題に就ては
聯盟の財政經濟部の協力を得る事を加へるの修
正案を提出し可決、更にシュエー氏は此の問
題のため一の總會を召集する様勞働理事會に命
ずるの一項を加へんとの提議をなしシュエー
氏は總會には反對だが報告を總會に提出せしむ
る事としては如何と述べ事務局側の折衷案の提
出あり之が可決された。かくて國內的及び國際
的見地よりせる失業問題及び其の對策を研究す
るため一の特別調査會を設置する事、豫算の費
目を超過せずして此の調査をなし得る状態を明
かにする事、失業の國際的對策研究のための勞
働總會召集に對する必要な交渉をなす事を理
事會に命ずるの決議は六十對零で可決された。
尙此の問題の討議中アメリカ勞働聯合會々長ゴ
ンパース氏より失業問題は會議事項に非ざるも
總會に於て之を討議せられん事を望むとの來電

國際勞働問題

ありし旨披露し總會よりは合衆國も國際勞働機
關に加盟し世界の産業的平和及び進歩のため努
めらるゝに至らん事を望む旨返電した。

(ホ)合同農業委員會問題

ヴェネズエラ政府代表ヅメタ氏は農業生産を増
加せしむるため調査會設置の決議案を提出した
が詮衡委員會は十一月十八日の第二十五回本會
議に此の問題調査のため聯合海事委員會と同じ
様な聯合農業委員會を作らん事を理事會に求め
るの決議案を提出した、此の決議は六十三對零
で可決された。

(ハ)勞働者の強制身體検査問題

ギリシヤ政府代表トミス氏は種々の職業的又
は一般的性質の疾病に對し勞働者を保護する事
が必要であり且つ之は條約案の題目たり得べき
により勞働者の強制的體格検査問題を將來の總
會の會議事項たらしむる旨の決議案を提出して
居たが詮衡委員會は十一月十八日の第二十五回
總會へ之を提出した。パウルトン氏は此の決議
は如何なる目的を有するかを知らざる前は賛成
が出来ないを述べたのでトミス氏は此の目的
は職業より生ずる疾病に對し勞働者を保護せん
とするにあると答へた採決の結果五十八對一で
可決された。

(ト)勞働理事會改造問題

此の問題は十一月十九日の第二十六回本會議
で討議された。先づ詮衡委員會委員長ミケリス
氏は此の問題は平和條約の規定改正の問題だか
ら之を次の總會の議題とする事に決したと述べ
又エドストローム氏は來るべき理事會員の選舉
に應ずる一時的方法に就き種々の決議案が委員
會で作成されしを説き、此等の決議が順次討議
された。八つの主要産業國の決定に就き聯盟理
事會の意見を求むるの決議に就てはフォンテー
ヌ氏の「聯盟理事會の意見を求むる」は「聯盟理
事會の決定を求むる」とすべしとの修正案可決、
右修正されし決議可決、次に政府代表十二名の
中四名は歐洲外の諸國代表、使用者代表六名の
中一名は歐洲外の諸國代表、勞働者代表六名の
中一名は歐洲外の諸國代表たらしむる事を勧め
且つ代理の事を定めたる決議に就ては「一名」を
「少くとも一名」とするムーア氏の修正意見可決
那須氏の「少くとも二名」クロイフォード氏の
「二名又は二名」ミナさんとする修正案、「政府代
表十二名中少くとも四名」とせんとの那須氏の
修正案は共に否決、此決議は可決された。又交代
制度に關する決議及び平利條約第四條第五項の
研究に關する決議は討論なくして可決された。

(チ)總會議事規則改正問題

ミケリス氏は此の問題を研究のため理事會へ戻し次の總會に報告を提出せしめんとする決議案を提出しエドストローム氏之に賛し此の決議は通過した。

(リ)廢兵問題

フランスのゴダール氏は廢兵に關する決議案を提出したので詮衡委員會は之に基き理事會が設けた専門委員會がなるべく早く會合し理事會規定の範圍内で利害關係者の自由出席を許さんとする決議を第二十六回本會議へ提出し可決された。

(ヌ)智的労働者保護問題

ゴダール氏は智的労働者保護のため各國に於ける智的労働者團體の代表者から成る智的労働委員會を作らん事を理事會に求むる決議案を提出したが詮衡委員會は何等の變更を加へず之を第二十六回本會議へ提出した。フィンランド政府側顧問トイヴオラ氏は國際聯盟では既に此の問題に就き委員會が出来て居るから之と接觸を保たん事を理事會に要求する一の修正案を提出して可決、此の決議は可決された。

(ル)國際労働機關とエスペラント問題

ゴダール氏と松本氏は國際的決定を容易なら

しむる實際的の手段としてエスペラントの使用を更に盛んならしめん事を理事會に要求するの決議案を提出して居たが詮衡委員會は之を國際労働事務局に要求する事として第二十六回本會議に提出し可決を見た。

(ヲ)國際労働機關と消費組合問題

ペサンコート外數氏は消費組合の種々なる方面の研究に注意を拂ひ常に消費組合と接觸を保たん事を國際労働事務局に望む決議案を提出して居たが詮衡委員會は之と労働理事會に要求すべき事として第二十六回本會議へ提出し此の決議は可決された。

(ワ)公用語問題

オーストリア政府側顧問モラウイツツ其の他數氏はドイツ語を公用語とすべしとの決議案を提出して居たので詮衡委員會は之を理事會に要求する決議を第二十六回本會議に提出した。スペイン政府代表はスペイン語も公用語たるの價値あり故に之をも加ふべしとなしサーブクロアトスロヴェーン政府代表はスラヴ語亦然りと述べたが討論の後公用語の問題は總て之を理事會に任す事に決定した。

(カ)標準の國際的統一問題

南阿のクロイフォード氏は労働許可證の國際

的統一の問題を理事會に於て研究せん事を要求する決議案を提出したが此の決議は通過した。

(ヨ)商業に於ける労働時間問題

商業に於ける労働時間問題を將來の總會の議題たらしむる事に就き調査せん事を労働理事會に求むる松本氏提出の決議は可決された。

(タ)パン製造所の夜業問題

パン製造所に於ける夜業禁止問題を研究し之を將來の總會の議題たらしむべく労働理事會に要求するシユルヒ、ソカール諸氏提出の決議は可決された。

四 總會の結果

(イ) 條約案

農業ニ於ケル兒童ノ使用ニ關スル條約案

第一條

十四歳未満ノ兒童ハ授業時間外ヲ除クノ外一切ノ公私ノ農業的企業又ハ其ノ各分科會ニ於テ使用セラレ又ハ労働スルコトヲ得ス、授業時間外ニ於テ使用セラルル場合ニ於テハ其ノ使用ハ學校ニ於ケル授業ヲ妨ケサルモノタルヘシ

第二條

授業ノ期間及時間ハ職業的學課ヲ實習セシムル爲輕易ナル農業的作業特ニ收穫ニ關聯スル輕易

ナル作業ニ兒童ヲ使用シ得ル様之ヲ按配スルコトヲ得但シ右使用ハ一學年ノ全授業期間ヲ八月以下ニ減縮スルコトヲ得サルモノトス

第三條

第一條ノ規定ハ農業學校ニ於ケル兒童ノ爲ス勞働ニ之ヲ適用セス但シ此種ノ勞働ハ公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

第四條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第五條

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス

第六條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨通告スベシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スヘシ

第七條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十四年一月一日迄ニ第一條乃至第三條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ執ルコトヲ得

トナ約ス尤モ第三條ノ規定ニ從フモノトス

第八條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第九條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登録ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得、右ノ廢棄ハ該事務局ニ登録シタル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第十條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

農業勞働者ノ結社及組合ノ權利ニ關スル條約案

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ農業ニ從事スル一切ノ者ニ對シ工業勞働者ニ對スルト同一ナル結社及組合ノ權利ヲ確保シ且農業ニ從事スル者ニハ該權利ヲ制限スル法令共ノ他ノ規定ヲ廢止スルコトヲ約ス

第二條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ、爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス

第三條

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ、爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス

第四條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ、事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スヘシ

第五條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十四年一月一日迄ニ第一條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ執ルコトヲ約ス尤モ第三條ノ規定ニ從フモノトス

第六條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第七條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登録ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登録アリ

タル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第八條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

農業ニ於ケル勞働者ノ補償ニ關ス

ル條約案

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ勞働者ノ使用ニ基キ又ハ使用中ニ生シタル災害ニ因ル身體ノ傷害ニ付之ニ補償ヲ定ムル當該國ノ法令規則ヲ一切ノ農業賃銀者ニ擴張スルコトヲ約ス

第二條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲メ國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第三條

本條約ハ事務總長方國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス

第四條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國方國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務

總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スヘシ

第五條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十四年一月一日迄ニ第一條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ執ルコトヲ約ス尤モ第三條ノ規定ニ從フモノトス

第六條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第七條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登録ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得、右ノ廢棄ハ該事務局ニ登録アリタル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第八條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

週休ノ工業的企業ニ對スル適用ニ

關スル條約案

第一條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲ク

ルモノヲ特ニ包含ス

(イ) 鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

(ロ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾

仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壞若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ製造ヲ爲ス工業(造船並ニ電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含ム)

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水路、隧道、橋梁、陸橋、下水

道、排水道、井、電信電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更又ハ解體及上記ノ工作物又ハ建造物ノ準備又ハ基礎工事

(ニ) 道路、鐵軌道又ハ内地水路ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送(船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ヒヲ含ムモ人力ニ依ル運送ヲ含マズ)

右ノ定義ハ工業的企業ニ於ケル勞働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間ニ制限スル華盛頓條約ノ特殊國ニ付認ムル例外ノ本條約ニ適用セラレ得ル限り右例外ニ從フヘシ各締盟國ハ右列記ノ外必要ニ應シ工業ト商業及農業トノ分界ヲ定ムルコトヲ得

第二條

左ノ諸條ニ定ムル例外ヲ除クノ外一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラル、總テノ從業者ハ七日ノ期間毎ニ一回少クトモ繼續二十四時間ノ休暇ヲ享受スヘシ右休暇ハ各企業ノ總テノ從業者ニ對シ能フ限り同時ニ之ヲ

與フベク當該國又ハ地方ノ慣行又ハ風習ニ依リ
既ニ定マレル日ト能フ限リ一致スル様之ヲ定ム
ヘシ

第三條

同一ノ家ニ屬スル者ノミチ使用スル工業的企業
ニ使用セラルル者ハ第二條ノ規定ノ適用ヨリ除
外セラルルコトヲ得

第四條

各締盟國ハ本然ノ人道的及經濟的ノ一切ノ見地
ヲ特ニ考慮シ且責任アル使用者團體及勞働者團
體存在スルトキハ之ト協議シタル上第二條ノ規
定ノ全部又ハ一部ノ例外(停止又ハ減少ヲ含ム)
ヲ認ムルコトヲ得例外方現行法制ノ下ニ既ニ定
マレル場合ニ於テハ右ノ協議ヲ要セズ

第五條

各締盟國ハ第四條ニ基ク停止又ハ減少ニ付能フ
限リ代日休暇ヲ設クヘシ但シ協定又ハ慣習カ右
休暇ヲ既ニ設ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第六條

各締盟國ハ第四條ニ基ク例外ノ表ヲ作成スヘク
且國際勞働事務局ニ對シ右ノ表ヲ通告スベク該
表ニ加ヘラレタル變更ハ爾後二年毎ニ之ヲ通告
スヘキモノトス國際勞働事務局ハ本問題ニ關ス
ル報告ヲ國際勞働機關ノ總會ニ提出スヘシ

第七條

本條約ノ規定ノ適用ヲ容易ナラシムル爲各使用
者、理事者、又ハ支配人ハ左ノ義務ヲ有スヘシ
(イ) 總テノ從業者ニ對シ全般的ニ週休ヲ與
フル場合ニ於テハ工場其ノ他ノ便宜ノ場所
ニ見易キ様揭示スルコトニ依リ又ハ政府ノ

承認スル其ノ他ノ方法ニ依リ右全般的の休暇
ノ日及時ヲ周知セシムルコト
(ロ) 總テノ從業者ニ對シ全般的ニ休暇ヲ與
ヘサル場合ニ於テハ特別ナル休暇制度ニ服
スル勞働者又ハ使用人ニ對シ當該國ノ法令
又ハ權限アル機關ノ規則ノ承認スル方法ニ
從ヒテ作成セラルル出勤簿ニ依リ之ヲ周知
セシムルコト右制度ハ之ヲ指示スヘキモノ
トス

第八條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸
條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式
批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告ス
ヘシ

第九條

本條約ハ事務總長方國際勞働機關ノ締盟國中ノ
二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘ
ク該事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミ
チ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ
付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ
効力ヲ發生スルモノトス

第十條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務
局長ガ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務
總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ
通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國
ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同様
ニ通告スヘシ

第十一條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十四年一

月一日迄ニ第一條乃至第七條ノ規定ヲ實施シ且
右規定ヲ實施スルニ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ
約ス尤モ第八條ノ規定ニ從フモノトス

第十二條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ
「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及
他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖
民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十三條

本條約批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力
發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟
事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄
スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタ
ル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セズ

第十四條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少ナクトモ十年ニ一
回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘ
ク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會
議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

關スル條約案

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ第
二條ニ定ムル例外ヲ除クノ外白鉛及硫酸鉛並ニ
是等ノ顔料ヲ含有スル一切ノ製品ノ建築物内部
ノ「ペンキ」塗ニ於ケル使用ヲ禁止スルコトヲ約
ス但シ權限アル機關カ白鉛、硫酸鉛又ハ此等ノ
顔料ヲ含有スル製品ヲ鐵道停車場又ハ工場ニ使
用スルコトヲ關係アル使用者團體及勞働團體ト

協議ノ上必要ト認ムルトキハ此ノ限リニアラズ
尤モ金屬鉛トシテノ鉛分最大限百分ノ二ヲ含有
スル白色顔料ノ使用ハ之ヲ許可スルコトヲ得ル
モノトス

第二條

第一條ノ規定ハ藝術的「ペンキ」塗又ハ美術的線
塗ニ之ヲ適用セス政府ハ此ノ種「ペンキ」塗ノ範
圍ヲ定ムヘク且本條約第五條乃至第七條ノ規定
ニ從ヒ白鉛及硫酸鉛並ニ是等ノ顔料ヲ含有スル
一切ノ製品ノ右目的ノ爲ニスル使用ヲ取締ルヘ
シ

第三條

白鉛若ハ硫酸鉛又ハ是等ノ顔料ヲ含有スル他ノ
製品ノ使用ヲ包含スル工業的作業ニ於テハ十八
歳未満ノ男子及一切ノ女子ノ使用ヲ禁止スヘシ
權限アル機關ハ「ペンキ」塗師ノ徒弟ヲ前項ノ作
業及其ノ職業教習ノ爲使用スルコトヲ使用者ノ
及労働者ノ團體ト協議ノ上許可スルノ權能ヲ有
スヘシ

第四條

第一條及第三條ニ規定スル禁止ハ國際労働總會
第三回會議ノ閉會ノ日ヨリ六年後其ノ効力ヲ發
生スヘシ

第五條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ締盟國ハ白鉛
硫酸鉛及此等ノ顔料ヲ含有スル一切ノ製品ヲ其
ノ使用ヲ禁止セラレサル操業ニ於テ使用スルコ
トヲ左ノ原則ニ基キ取締ルコトヲ約ス
(イ) 白鉛、硫酸鉛又ハ此等ノ顔料ヲ含有
スル製品ハ煉合劑又ハ其ノ儘使用セラル

ル「ペンキ」トシテノ外「ペンキ」塗操業ニ
於テ之ヲ使用スルコトヲ得ル

(ロ) 吹付法ヲ以テスル「ペンキ」ノ塗付ニ
因リテ生スル危害ヲ防止スル爲ノ措置ヲ
執ルヘシ

(ハ) 乾燥ノ儘ノ削落シ又ハ磨落シニ因リ
テ生スル塵埃ニ基ク危害ヲ防止スル爲ノ
措置ヲ實行シ得ル限リ執ルヘシ

(イ) 「ペンキ」塗労働者ヲシテ作業中及作
業休止ノ際洗滌スルコトヲ得シムル爲メ
適當ナル設備ヲ設クヘシ

(ロ) 「ペンキ」塗労働者ハ全作業時間中作
業服ヲ着用スルヘシ

(ハ) 脱棄ノ衣類ヲ作業時間中「ペンキ」塗
材料ニ依リ汚染セラレルコトヲ防止スル
爲適當ナル施設ヲ爲スヘシ

(イ) 鉛中毒症及疑似鉛中毒症ハ之ヲ届出
テシムヘク尙權限アル機關ノ任命ニ係ル
醫師ヲシテ之ヲ檢診セシムヘシ

(ロ) 權限アル機關ハ必要ニ應ジ労働者ノ
體格検査ヲ命スルコトヲ得

「ペンキ」塗業ニ於テ爲スヘキ特別ナル衛生
上ノ豫防ニ關スル命令ハ「ペンキ」塗労働者
ニ配布セララルヘシ

第六條

權限アル機關ハ前諸條ニ基キ定メラルル規則ノ
施行ヲ確保スル爲其ノ必要ト認ムル措置ヲ關係
アル使用者團體及労働者團體ト協議ノ上執ルヘ
シ

第七條

「ペンキ」塗業者ノ鉛中毒ニ關スル統計ハ
(イ) 罹病ニ付テハ一切ノ鉛中毒症ノ届出ニ
依リ
(ロ) 死亡ニ付テハ各國ニ於ケル統計官憲ノ
承認スル方法ニ依リ
之ヲ作成スヘシ

第八條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條
約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批
准ハ登録ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘ
シ

第九條

本條約ハ事務總長カ國際労働機關ノ締盟國中ノ
二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘ
ク該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミ
ヲ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ
付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ
効力ヲ發生スルモノトス

第十條

國際労働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務
局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務
總長ハ國際労働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ
通告スヘシ事務局總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國
ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様
ニ通告スヘシ

第十一條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十四年一
月一日迄ニ第一條乃至第七條ノ規定ヲ實施シ且
右規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ執ルコ
トヲ約ス尤モ第八條ノ規定ニ從フモノトス

第十二條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民他、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十三條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第十四條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少ナクトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

石炭夫及火夫トシテ海上ニ使用シ得ル年少者ノ最低年齢ヲ定ムル條約案

第一條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハズ海洋航行ニ從事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總チ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條

十八歳未満ノ年少者ハ船舶ニ於テ石炭夫又ハ火夫トシテ使用セラレ又ハ勞働スルコトヲ得ス

第三條

第二條ノ規定ハ左ニ付之ヲ適用セス
(イ) 學校船又ハ練習船ニ於ケル年少者ノ爲ス勞働ニ付但シ此ノ種ノ勞働ハ公ノ機關ノ

承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

(ロ) 蒸氣以外ノ方法ニ依リ主トシテ推進スルハ船舶ニ於ケル年少者ノ使用ニ付

(ハ) 十六歳以上ノ年少者(體格検査ニ於テ其ノ合格シタルトキハ印度及日本ノ沿岸貿易ニ專ラ從事スル船舶ニ石炭夫又ハ火夫トシテ使用セララルルコトヲ得尤モ右二國ニ於ケル最代表的ナル使用者團體及勞働者團體ト協議ノ上定メララルル規則ニ從フヘキモノトス)ニ付

第四條

石炭夫又ハ火夫カ十八歳未満ノ年少者ノミ得ラルベキ港ニ於テ入用ナルトキハ右年少者ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得ヘク且右ノ場合ニ於テハ入用ナル石炭夫又ハ火夫一名ニ代ヘテ年少者二名ヲ雇傭スルコトヲ要ス右年少者ハ少ナクトモ十六歳タルヘシ

第五條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲ニ各船長ハ其ノ船舶ニ於テ使用スル十八歳未満ノ一切ノ者及其ノ出生ノ日ヲ記載シタル帳簿又ハ海員名簿ヲ備附クルコトヲ要ス

第六條

乗組員ノ雇入契約ニハ本條約ノ規定ノ要綱ヲ記載スヘシ

第七條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第八條

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク該事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス

第九條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スヘシ

第十條

本條約ヲ批准スル締盟國ハ千九百二十四年一月一日迄ニ第一條乃至第六條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ執ルコトヲ約ス尤モ第七條ノ規定ニ從フモノトス

第十一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民他、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十二條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第十三條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少ナクトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

海上ニ使用セラルル兒童及年少者

ノ強制體格検査ニ關スル條約案

第一條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハス海洋航行ニ從事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條

同一ノ家ニ屬スルモノノミチ使用セル船舶ニ於ケルモノヲ除クノ外兒童又ハ十八歳未満ノ年少者ハ其ノ船舶内ノ勞働ニ適スルコトヲ明示スル診斷書ニシテ權限アル機關ニ依リ承認セラレタル醫師ノ署名アルモノヲ提出アル場合ニ限り船舶ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得

第三條

右ノ兒童又ハ年少者ハ海上勞働ニ關シテハ一年ヲ超エサル期間ニ付右體格検査ヲ更新シ且各新検査毎ニ海上勞働ニ適スルコトヲ明示スル診斷書ヲ提出スルコトニ依リテノミ之ヲ繼續使用スルコトヲ得尤モ診斷書ノ有効期間ハ航海中滿了スルトキハ右診斷書ハ該航海ノ終了迄効力ヲ存續スヘシ

第四條

緊急ナル場合ニ於テハ權限アル機關ハ十八歳未満ノ年少者カ第二條及第三條ノ定ムル検査ヲ受

ケスシテ乗組ムコトヲ許容スルコトヲ得但シ當該船舶ノ寄航スル最初ノ港ニ於テミ右検査ヲ受ケルコトヲ要ス

第五條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第六條

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミチ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ効力發生スルモノトス

第七條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スヘシ

第八條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十四年一月一日迄ニ第一條乃至第四條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ執ルコトヲ約ス尤モ第五條ノ規定ニ從フモノトス

第九條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及

他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地 屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登録ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登録アリタル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第十一條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

(ロ) 勸告

農業ニ於ケル失業ノ防止ニ關スル勸告

第一

國際勞働機關ノ總會ハ華盛頓ニ於テ採擇セラレタル失業ニ關スル條約及勸告カ農業勞働者ニ原則トシテ適用セラレ得ヘキコトヲ思ヒ且農業ニ於ル失業ノ特別ナル性質ヲ認メ國際勞働機關ノ各締盟國カ農業勞働者ノ失業ノ豫防又ハ救済ノ爲メ當該國ノ經濟上及農業上ノ狀況ニ適應スル措置ヲ考慮スヘキコトヲ並右見地ヨリ右ノ事項ヲ特ニ審議スヘキコトヲ勸告ス

- 一、耕作ノ現ニ行ハレス又ハ其ノ部分的ナル
- 二、過キサル土地ニシテ近代的技术法ニ依リ

相當ノ收穫ヲ得ラルヘキモノニ付之ヲ耕地

ニ化スル爲メ右技術方法ヲ採用スルコト

二、改良耕作法及土地ノ一層集約的ナル使用

法ノ採用ヲ獎勵スルコト

三、農地移住ヲ容易ナラシムル方法ヲ講スル

コト

四、適當ナル輸送方法ニ依リ失業農業労働者

ヲシテ一時的性質ノ仕事ヲ得易カラシムル

ノ措置ヲ執ルコト

五、季節的失業ニ陥レル農業労働者ノ從業ニ

適スル産業及副業ヲ發達セシムルコト但シ

右産業力衡平ナル條件ノ下ニ行ハレルコト

ヲ確保スルノ措置ヲ執ルモノトス

六、土地ノ耕作及購買又ハ貸賃借(小作ヲ含

ム)ヲ目的トスル農業労働者ノ産業組合ノ

設立ヲ獎勵スルノ措置ヲ執ルコト並右目的

ノ爲メ就中農業生産ノ目的ヲ以テ設ケラレ

タル農業労働者ノ共同組合ノ爲メ農業信用

ヲ増進スルノ措置ヲ執ルコト

第二

國際労働總會ハ國際労働機關ノ各締盟國カ前記

勸告ヲ實施スル爲執リタル方法ニ關シ定期ノ報

告ヲ國際労働事務局ニ提出スルコトヲ勸告ス

産前産後ニ於ケル農業婦人賃銀勞

働者ノ保護

國際労働機關ノ總會ハ該機關ノ各締盟國カ農業

的企業ニ於ケル婦人賃銀労働者ニ付産前産後ノ

保護ヲ確保スル爲工業及商業ニ使用セララル婦

人ニ付華盛頓國際労働總會ノ採擇シタル條約案

國際労働問題

ノ定ムルト同様ノ措置ヲ産前産後ニ於テ一定期

間休業シ且該期間内公共基金ヨリ又ハ保險制度

ノ方法ニ依リ定メラレル利益ヲ受クルノ權利ヲ

包含スヘキコトヲ勸告ス

農業ニ於ケル婦人ノ夜業ニ關スル

勸告

國際労働機關ノ總會ハ該機關ノ各締盟國カ農業

的企業ニ於ケル婦人賃銀労働者ニ對シ其ノ生理

的必要ニ適合シ且九時間ヨリ少カラサル(能フ

限リ繼續スヘキモノトス)休憩時間ヲ確保スル

樣其ノ夜間使用ヲ取締ルノ措置ヲ執ルコトヲ勸

告ス

農業ニ於ケル兒童及年少者ノ夜業

ニ關スル勸告

第一

國際労働機關ノ各締盟國ハ農業的企業ニ於ケル

十四歳未満ノ兒童ニ對シ其ノ生理的必要ニ適合

シ且十時間ヨリ少カラサル繼續ノ休憩時間ヲ確

保スル樣其ノ夜間使用ヲ取締ルノ措置ヲ取ルコ

ト

第二

國際労働機關ノ各締盟國ハ農業的企業ニ於ケル

十四歳以上十八歳未満ノ年少者ニ對シ其ノ生理

的必要ニ適合シ且九時間ヨリ少カラサル繼續ノ

休憩時間ヲ確保スル樣其ノ夜間使用ヲ取締ルノ

措置ヲ取ルコト

農業技術教育ノ發達ニ關スル勸告

國際労働機關ノ各締盟國ハ農業的企業ニ於ケル

職業的農業教育ヲ發達セシムル爲ノ法令ノ施行

並之カ爲支辨シタル經費及執リタル措置ニ關シ

能フ限リ充分ナル報告ヲ定期ニ國際労働事務局

ニ送付スルコト

第一

國際労働機關ノ各締盟國カ職業的農業教育ヲ發

達セシムル樣特ニ農業賃銀労働者ヲシテ農業ニ

従事スル右以外ノ者ト同一條件ノ下ニ此種ノ教

育ノ利益ヲ受ケ得シムル樣力ムルコト

第二

職業的農業教育ヲ發達セシムル爲ノ法令ノ施行

並之カ爲支辨シタル經費及執リタル措置ニ關シ

能フ限リ充分ナル報告ヲ定期ニ國際労働事務局

ニ送付スルコト

農業労働者ノ居住狀態ニ關スル勸告

第一

國際労働機關ノ各締盟國ハ農業労働者ノ居住狀

態ヲ取締ル爲立法其ノ他ノ措置ヲ未ダ執ラサル

トキハ當該國ニ於ケル農業労働ニ影響ヲ及ホス

特別ナル氣候其ノ他ノ狀況ヲ參酌シ且關係アル

使用者團體及労働者團體力存在スル場合ニ於テ

ハ該團體ト協議ノ上右措置ヲ執ルコト

第二

右ノ措置ハ使用者ノ家屋内ニ於ケルト使用者ニ

依リ労働ノ用ニ供セラレタル建物内ニ於ケルト

チ間ハズ労働者カ單獨ニ又ハ集合シテ若ハ其ノ

家族ト共ニ居住スル爲使用者ニ依リ右労働者ニ

付設ケラレタル一切ノ設備ニ之ヲ適用スヘキコ

ト

第三

右ノ措置ハ左ノ施設ヲ包含スヘキコト

(イ) 氣候ノ狀況カ煖房ヲ無用トスルニ非サ

ル限リ労働者ノ家族、労働者ノ集團又ハ單

獨ノ勞働者ノ爲ニスル設備ニハ煖爐ニ依リ
温メラレ得ル部屋ヲ存スヘシ

(ロ) 勞働者ノ集團ノ爲ニスル設備ニハ各勞
働者ニ付各別ノ寢床ヲ備フヘク且身體ノ清
潔ヲ保ツコトヲ得シムヘシ別個ノ場所ヲ男
女ニ付設クヘク家族ノ場各ニ於テハ兒童ノ
爲メ適當ナル施設ヲ施スヘシ

(ハ) 廳舎、牛舎及開放納屋ハ寢所ニ之ヲ利
用スヘカラス

國際勞働機關ノ各締盟國カ右ノ措置ノ實施ヲ確
保スルノ手段ヲ執ルコト

農業ニ於ケル社會保險ニ關スル勸告

國際勞働機關ノ總會ハ該機關ノ各締盟國カ疾病
癱疾、老齡其ノ他類似ノ社會的危險ニ對スル保
險制度ヲ定ムル當該國ノ法令規則ヲ工業及商業
ニ從事スル勞働者ニ付行ハル、ト均等ノ條件ヲ
以テ農業賃銀勞働者ニ擴張スルコトヲ勸告ス

店舖ニ對スル週休ノ適用ニ關スル

勸告

第一

國際勞働機關ノ各締盟國ハ左ノ諸節ニ別段ノ規
定アルモノヲ除クノ外一切ノ店舖又ハ其ノ各分
科ニ於テ使用セララルル總テノ從業者ヲシテ七日
ノ期間毎ニ一回少ナクトモ繼續二十四時間ヲ含
ム休暇ヲ享受セシムヘキ措置ヲ執ルコト、尙右
休暇ハ各施設ノ總テノ從業者ニ對シ能フ限り同
時ニ與ヘラルヘキコト及右ハ當該ノ國又ハ地方

ノ慣行又ハ風習ニ依リ既ニ定マレル日ト能フ限
リ一致スル様定メラルヘキコトヲ勸告ス

第二

各締盟國ハ本勸告ノ適用ヲ確保スル爲及該締盟
國ノ必要ト認ムルコトアルベキ例外ヲ定ムル爲
必要ナル措置ヲ執ルコト、例外ニシテ必要ナル
トキハ該締盟國カ右例外ノ表ヲ作成スヘキコト
ヲ勸告ス

第三

國際勞働事務局ヲシテ國際勞働總會ニ報告ヲ提
出スルコトヲ得シムル爲各締盟國ハ第二ニ基キ
作成セララルル例外ノ表ヲ國際勞働事務局ニ通告
スヘク且其ノ加フルコトアルヘキ該表ノ變更ヲ
爾後二年毎ニ之ニ通告スヘキコト

(ハ) 決議

(重要ナルモノノ二ノミヲ掲グ)

國際勞働事務局ノ理事會ノ組織改

正ニ關スル決議

第一

國際勞働總會ハ其ノ千九百二十二年ノ會議ニ於
ケル國際勞働事務局ノ理事會ノ選擇ノ充分ナル
整濟ヲ確保スル爲右理事會ノ次回ノ選舉前適當
ナル時機ニ於テ國際聯盟理事會カ主要産業八國
ノ名簿ニ關シテ其ノ付託セラレタル抗議ニ付決
定ヲ與ヘラレムコトヲ望ム

第二

總會ハ平和條約ノ改正カ現存ノ或不完全ナル點
ヲ修正シ且國際勞働機關ノ締盟國ニ對シ勞働理

事會ニ於ケル充分衡平ナル代表ヲ確保スルノ唯
一ノ方法タルコトヲ認メ又平和條約第四百二十
二條ニ基キテ爲ス右改正カ暫定的ノモノタルヲ
得サルコトヲ思ヒ

勞働理事會カ本問題ヲ審議シ且勞働總會ノ次回
會議ノ會議事項ニ右ノ趣旨ノ提案ヲ加フルコト
ヲ求ム

第三

平和條約第三百九十三條ノ修正ニ依ル本件ノ充
分ナル決定ノ行ハル迄ノ間總會ハ歐羅巴以外
ノ主要ナル邦域ノ代表關係カ衡平ナル規定ニ依
リ定メラルヘキコトヲ決議シ且千九百二十二年
ニ行ハルヘキ選舉ニ關シ同年ノ總會ニ依リ採擇
セララルル改正カ第四百二十二條ノ定ムル批准ノ
定足數ヲ得ルニ至ル迄効力ヲ有スヘキ左ノ勸告
及提案ヲ右趣旨ニ依ル一時的措置トシテ提出ス

第四

總會ハ三代表團ニ對シ左ノ通勸告ス
勞働理事會ニ於テ代表セララルル十二國政府中四
國政府ハ歐羅巴以外ノ諸國ヨリスヘキコト
使用者代表團ノ代表者六名中少クトモ一名ハ歐
羅巴以外ノ國ヨリスヘキコト
勞働者代表團ノ代表者六名中少クトモ一名ハ歐
羅巴以外ノ國ヨリスヘキコト

第五

且左ノ通提案ス
勞働理事會ノ正會員ハ代理者(副會長)ヲ同伴ス
ルコトヲ得代理者ハ特殊ノ問題ニ付會長ノ許可
(書面ヲ以テ之ヲ要求スルモノトス)ヲ得テ發
言スルノ權利ヲ有ス代理者ハ表決權ヲ有セス正

會員不在ノトキハ代理者ハ正會員ノ有スル一切ノ權利ヲ有ス各代理者ハ理事會々長ニ委任狀ヲ交付スヘシ

理事會ニ於テ代表セラルル十二國政府ハ各自其ノ代理者(副會員)ヲ任命スルコトヲ得

右代理者ハ當該政府ノ正會員ノ屬スル以外ノ國籍ヲ有スル者タルコトヲ得ヘク且正會員ノ屬スル政府又ハ正會員ニ依リ國籍ニ拘ラスシテ任命セラルヘシ但シ正會員ニ依ル任命ハ自國政府ニ依リ之カ爲權限ヲ與ヘラレタル場合ニ限ル

使用者代表團及労働者代表團ハ總會ニ於テ六名ノ代理者(副會員)ヲ各自任命スルコトヲ得、代表團各自ニ於ケル代理者中三名ノ費用ハ國際労働機關ノ資金中ヨリ支辨セラルヘシ

右ノ者ハ正會員ノ屬スル以外ノ國籍ヲ有スル者タルコトヲ得
右ノ勸告及提案ハ政府、使用者及労働者ニ對シ其ノ各代表委員カ次回ノ總會ニ付之カ爲メ指揮ヲ受クルコトヲ得ル様今後十二月以内ニ送付セラルヘシ

第六

總會ハ交替制問題ノ研究及次回總會ニ對スル其ノ報告ヲ労働理事會ニ付託ス

第七

總會ハ聯盟規約ノ第四條第五項ヲ労働理事會ニ適應セシムル決議ノ研究及次回總會ニ對スル其ノ報告ヲ右理事會ニ付託ス

海事問題ニ關スル決議

第一

國際労働問題

海事事項ニ關シ本總會ノ協定スル勸告又ハ條約案ハ漁業ニ及ハサルモノトス

第二

國際労働總會ニ依リ可決セラルヘキ條約及勸告ニ關シ商船ニ使用セラルル者ノ地位ニ付誤解ノ生スルコトアルヘキニ鑑ミ右條約又ハ勸告力會議事項ニ於テ特別海事問題トシテ可決セラレタルニ非サル限り商船ニ使用セラルル者ニ適用セラレサルヘキコトヲ茲ニ決議ス

第三

總會ノ審議ニ付スル爲提出セラルル海事事項ニ關スル一切ノ問題ハ國際労働事務局ノ合同海事委員會ニ依リ豫メ審議セラルヘシ

第二 労働理事會(附各種委員會) 及び國際労働事務局(附労働審理委員會)

一 労働理事會

労働理事會は平和條約第十三編第一款第一章第三百九十三條に規定せられた國際労働事務局の管理機關であつて二十四名の會員より成り中、政府を代表する者十二名、使用者を代表する労働總會代表委員の選舉したる者六名、労働者を代表する労働總會代表委員の選舉したる者六名である。今一九二二年末に於ける會員左の如し

會長 アルチエール・フォンテーヌ氏

副會長 カリア氏、ウーデゲスト氏

政府代表

(セルゼンチン) デ・アルヴェア氏、(イギリス) サイ・モンターギュー・バーロー氏、(ベルギー) イ・マハイム氏、(カナダ) ロバートソン、(イタリー) デ・ミタリス氏、(デンマーク) フェデル博士、(日本) 犬塚勝太郎氏、(フランス) アルチエール・フォンテーヌ氏、(ポーランド) エム・エフ・ソカル氏、(ドイツ) レーマン博士(スペイン) デ・エザ子爵、(スウェーデン) リューフェナハト氏

使用者代表

(ベルギー) シュエイル・カルリエ氏(フランス) ビノー氏、(チエツクスロヴァキア) ホダグズ氏、(イタリー) アルベルト・ビレリー氏、(スウェーデン) コロン氏、(イギリス) サイ・アラン・スミス氏

労働者代表

(イギリス) シ・エイチ・スチュアート・バニング氏、(カナダ) ビ・エム・ドレーパー氏、(フランス) レオン・ジュエーオー氏、(ドイツ) ヴァイツセル氏、(スウェーデン) リンドキスト氏、(オランダ) シエ・ウーデゲスト氏

理事會の會合は既に一九二〇年末迄にワシントン、パリ、ロンドン、ゼノア及びゼネヴァに開かれたが今一九二二年には第六回から第十回迄の會合が(第八回がストックホルムで開かれた外皆ゼネヴァで)開か

れた。以下此等本年中開かれた理事會の經過概要を述べる事とする。

第六回労働理事會

第六回労働理事會は一月十一日から十三日迄ゼネヴァでアルチエールフオンテール又氏議長の下に開かれた。同會議で討議された主なる問題を挙げれば左の如くである。

- (イ)マンデーツ問題 英國の代表者はマンデーツシステムの下に於ける諸國では國際労働機關の地位に就き困難な問題が起る事を力説し此の問題を國際労働總會で研究せしむべく局長は之に關する一の報告を作る事に決まつた。
- (ロ)新國加入問題 新たに國際聯盟に加入した諸國に國際労働機關の關係書類が發送された事が報告され又國際聯盟總會の第五委員會で成立した動議「國際聯盟に加入を拒絶された諸國が要求するに於ては國際労働機關に加入せしめ得るや否やを國際労働總會に於て考究せん事を勸告する事に就き討論した結果此等の諸國も自由に國際労働機關に加入し得る事に決した。
- (ハ)報道及出版物の配布問題 國際労働事務局発行のテイリ、インテリセンスの價值に就き疑をばさむ者があつた。局長は事務局の組織も追々整ひ各國労働者との關係も密接となり

種々の産業上の問題に就き例へは日本の常設事務所その他各國が設けて居る特別事務所から有益な報道を得る機會も増えて來たのでテイリ、インテリセンスの内容も産業上の問題に關するオリジナルな材料で充たされる様になるだらうと思ふと答へ又此の雜誌のため澤山の寄稿があり有益な經濟雜誌がそれから引用して居ると述べた。討論の後同雜誌の發行を繼續し一定の期間やつて見てから尙今一度本問題を再考しやうと云ふ事になつた。

(ニ)委員問題 遠からずブラツセルに開かるべき國際船員及び船主會議に對し國際労働事務局の執るべき態度如何に就き可なり長時間の討論が行はれた。或る國々の船員は此の會議に列なる様勸誘を受けなかつたので國際労働事務局が公に之を協同すべきや否やに就き疑が起つたのである。局長アルペール、トーマ氏は合同海事委員會の會議中、船主船員兩代表者達の間にはブラツセル會議に關する取極めが出來た事、そして此の取極めに關する討論の際には労働理事會を代表して出席して居た三人の者は退席した事を説明した。ブラツセル會議は實は船員代表者、船主代表者との間の一の私的會合でさへもないのであつてそれは國際船主同盟と國際海員同盟との間の一の會合で此等二機關の書記によつて召集されたものである。討論の後、局長は宜しく此の會議になるべく廣く代表者を集らせる様努力すべく、若しそれが達せられなかつたら、國際労働事務局は毫も之に與からざりし事を明かに

すべしと云ふ事に決まつた。

(ホ)調査問題 労働事務局の企てた調査のあるものは平和條約に規定された國際労働機關の範圍を越えて居はしないかとの意見がカナダ政府の代表者から出たが討論の後局長は一の之に就ての報告を作りカナダ代表者の宣言のうつしと共に今回の労働理事會に提出すべしと云ふ事になつた。生産調査に關する問題に就ては一九二〇年十月一の覺書が配布せられたが之は豫備的調査である旨局長は述べた。此の結果が労働理事會に提出され其の上で何の點に完全な調査をなすべきやを決定し之に就き公の調査がなされると云ふ事になつた。

(ヘ)避難露人問題 局長は國際赤十字委員會から避難露人に關し三つの要求が來た事を述べた。第一及び第三は報道の要求で之を容れる事は別に差支へがない。然し第二は東歐に於ける避難露人のために一の職業紹介所を國際労働事務局で設ける意思かいかとの問合せである。事務局は當然には此の種の仕事に當り得ないこと云ふ事に意見が一致した。然し局長は此の職業紹介所の組織に對し顧問として事務局の一人又は數人の役員を赤十字委員會へ借し得る事となつた。但し事務局は此の紹介所に就き何等の責任も負はないし又此等役員も豫備的組織が出來ると共に止むものである。

(ト)第三回國際労働總會々議事項問題 議長はスキス聯邦議會から第三回國際労働總會の會

議事項中より農業問題を除外する事を提議せる書簡を受取つた事を報告した。討論の後一九二一年總會の會議事項に對する如何なる反對も平和條約第四百二條規定の手續を履むべき旨決議した。次に數人の代表者の希望もあつたので理事會は一九二一年總會の會議事項中の問題の數又は題目を變へる事なくして其の組合せを變へ以て或る政府をして更に或る問題に就き顧問を増すを得しむる事に決めた。

(チ)總會期日延期問題 一九二一年總會に對する準備を更に遺憾ならしむるため其の開會期日を十月末迄延期する事に決定した。

(リ)主要産業國問題 一月十日議事規則委員會は各國の産業的重要を決定するに當り考慮すべき特徴を定める目的を以て設置する委員の任命に關する一の決議を通過させたが理事會は該委員會組織のために政府、使用者、勞働者側各によりなされた左の任命を承認した。

政府側 ア、フオンテーヌ氏

大塚勝太郎氏

使用者側 エフ、ホグツク氏

勞働者側 エル、ジュエーカール氏

(ヌ)財政委員會の報告

第七回勞働理事會

第七回勞働理事會は四月十二日から十四日迄アルチエールフオンテーヌ氏議長の

國際勞働問題

下にゼネヴァで開催、同會合に於ける主要問題は左の如くである。

(イ)軍備制限諮詢委員會問題 國際聯盟總會では軍備制限問題及び軍需品の私的製造を研究し以て國際聯盟總會の諮詢に應ぜんとする臨時委員會の部を構成せしむるため勞働理事會から六人の會員一三名は使用者代表より三名は勞働者代表より一を指名されん事を求める決議をしたが理事會は此の要求に應ずる事に多數を以て決した。然し使用者側は斯くの如きは是れ平和條約に規定された國際勞働事務局の活動範圍外に出づるものなりとした。後勞働者側は委員としてジュエーカール氏、ウーテグスト氏、トールヘルヒ氏を指名し可決されたが使用者側は投票を差控へ且つ何等代表者を指名する事をしなかつた。

(ロ)ワシントン條約案の批准、局長は各國に於けるワシントン條約案批准の進捗程度を報告した。

(ハ)第三回國際勞働總會期日決定 十月二十五日が開會の期日に選ばれた。

(ニ)第三回國際勞働總會の會議事項の範圍 同會議事項中にあるペイント用白鉛使用禁止の件の範圍が問題となつたが此の問題は一般的形式で總會の議に附せらるべくハウスペインディングに於ける白鉛使用にのみ限るべきでないと思つた。

(ホ)工業衛生諮問委員會 ワシントン勞働總會の決議に従ひ工業衛生の諮問委員會を作るに

決した。委員は政府の工場又は工的企業の衛生監督官及び使用者や勞働者の團體、工場に附屬して居る専門家で出来る。

(ヘ)調査に關する勞働理事會と局長との權限問題 此の問題に就き使用者側から平和條約は二種の調査即ち一、第三百九十六條に規定され勞働總會の命によりなすべきもの二、第四百十一條以下に規定され締結國の一國が其の締結したる條約に就き確實なる履行を爲さざる事の申告せられたる場合に行はるべきもののみを規定せる事、總ての調査は嚴格な規定の下に行はるべきものなる事、第三百九十六條により情報の蒐集配布に關し國際勞働事務局に與へられた任務權限を明確にする必要ある事 情報なる語は本來文書性的性質を有するものと解さるべき事等を理由として「一、爾後總ての調査は平和條約第三百九十六條及び第四百十一條以下の規定に基いて行はるべき調査にのみ限るべし、二、活動の通常目的で且つ勞働理事會が豫め決定すべき此等問題の範圍内に於て國際勞働事務局の蒐集すべき情報に文書性的性質を有し且つ國際立法と直接關係あり又關係ありと正當に認め得べき事實に關するものたるべし、上述の規定は事務局の出版物にも亦適用せらるべし」との提議をしたが既に平和條約第十三編に充分定められて居る理事會や勞働事務局の權限を決議によつて定義しようとするは賢明に非ざるの意見が勞働者側及び政府側から出た。そして烈しい議論の後「理事會は國際勞働事務局が平和條

約により委任され且つ其の第十三編の序言に定められた範圍内に於てなすべき調査の性質を明確なる言葉を以て定むるを有用とも又必要とも認めず、將來に於ては特種且つ重要な調査に關する問題は其の調査及び調査費の豫算と共に理事會に提出さるべし」とこのイタリイ政府代表の提議が採用され使用者側の提議は否決された。

(ト)ブラツセルの海事會議 理事會は一月下旬ブラツセルで開かれた海事聯合委員會に關する局長の報告を認め之に對して更に局長が努力せん事、同會議が一層國際的性質を帯び來らん事を希望した。

(チ)財政委員會の報告 此の報告は三章から成り第三章は一九二二年の豫算である。一九二〇年十一月の國際聯盟總會で聯盟事務局及び國際労働事務局の豫算は聯盟總會の三ヶ月以前に締盟各國の審査に附すべき旨決定したので理事會は第七回の會合中に一九二二年の豫算を審査する事となつたのであるが其の數字は滿場一致で可決された。

(リ)議事規則委員會の報告 此の報告に際し理事會は労働總會の議に付せらるべき一の提案を採用した。それは總會が一九二二年の労働理事會の選舉に際し歐洲以外の諸國からも適當に代表を出させるの必要を考慮する事を政府使用者、労働者の代表にすゝめる事である。(ヌ)失業委員會の報告 理事會は諸國に於ける失業統計統一方法を述べし失業委員會の報告を承認した。

(ル)ウーテグスト氏の提議

(一)總會に於ける選擇委員會 ウーテグスト氏は労働者側委員の名によつて労働總會に於ける詮衡委員會の職能が理事會に委任さるべきを提議せる一の動議を提出したが理事會は此の提議を第三回國際労働總會の議に附する事に決定した

(二)國際聯盟と労働理事會との關係 労働理事會と國際聯盟の二機關即ち聯盟理事會及び聯盟總會との間に永久的連鎖を設けんとする事換言すれば國際労働事務局の理事會は聯盟理事會に局長を代表として出席せしめ且つ聯盟總會には労働理事會の三代表から選ばれた代表者を出席せしむる様聯盟理事會に要求すべしと云ふウーテグスト氏の提議に就き審議の後、理事會は次の動議を採用した。「労働理事會はウーテグスト氏の提議に含まる、精神を認め次の理事會のため國際労働事務局と國際聯盟との間の協同方法を研究せる一の報告を作る様局長に通告す」

(チ)労働總會のための報告の理事會提出 事務局が質問書の回答から作つた條約草案を労働總會へ提出する前まず労働理事會へ其のテキストが送られ、各委員は之に對し氣付いた點を通信により事務局へ通じ得る事となつた。

(ウ)委任に關する提議 理事會は國際労働事務局から國際聯盟總會へ、委任統治の條文中の中へ入れん事を提議した條項を滿場一致採擇した。

第八回労働理事會

第八回労働理事會は七月五日から七日迄特にスエーデン政府の招待によりストックホルムで開かれた。議長は例の如くフランス政府代表アルチニールフォンテーヌ氏である。同理事會で討議した主なる事項左の如し

(イ)調査委員會の報告 事務局長の報告中最も重要な部分は國際聯盟總會が國際聯盟事務局及び國際労働事務局の處務振りを調査するため任命した調査委員會の報告であつた。同報告は労働事務局の業務組織等を大體是認すると共に種々の新提案をなし、兩事務局の編制を統一する事、又國際聯盟の豫算審議のため管理委員會を設け労働理事會よりも四人の委員を出し豫算討議の際には聯盟總會へも出席せん事を勧めて居る。労働理事會は大體に於て此の調査委員會の報告に賛意を表し、唯事務局の編制統一に關しては兩事務局の業務に差異の存する點に鑑み多少の留保をなすに決定した。尙財政の管理委員會に對する提案が第二回の國際聯盟總會で採用さるゝやも知れざるを慮り財政委員會の委員及び労働事務局長を代表者となすべき事を決定した。

(ロ)各國に於ける批准狀況報告 局長はルーマニヤ政府が六個のワシントン條約の正式批准を國際聯盟事務總長に通知し來りし事、チエ

ツコスロウアキア共和國が八時間労働制を含む三個の條約案に批准せし事を報告した。

(ハ)各種委員會事業報告 局長は各種委員會の豫備的事業に就き左の如く報告した。

八月二日セネヴァに第一回會合を催すべき移民委員會の豫備的會合がケーッ卿議長の下にロンドンで開かれた。

前回の理事會で決定した工業衛生諮問委員會組織のため種々の交渉が繼續中で知名の人士が委員たる事を承諾した。

重要産業國調査に就ては資料の分類中で其の第一巻が間もなく發行される。

平和條約第三百十二條に従ひアルザス及びロレンヌに於ける社會保險基金引渡の條件を決定するための委員會の勸告は國際聯盟理事會に於て満場一致可決された。

(ニ)ポーランドに對する社會保險基金委員會 ドイツからポーランドへ讓渡した版圖に於ける社會保險基金引渡條件決定のため同様な一の委員會を組織せん事をポーランド政府から要求して來たので理事會は以前アルザスとロレンヌの社會保險基金委員會を組織した委員即ちクリスチヤン、モーザー、リンドステット、アツピアーテ三氏を此の委員會の委員とするに決定した。

(ホ)癡兵諮問委員會問題 癡兵の國家的諸團體から癡兵に關する問題を研究する諮問委員會を國際労働事務局でこしらへて欲しいとの數個の要求が來たので理事會は斯くの如き委員會組織の可能なる事、其の權限、研究問題等

を討議したが、充分問題を研究した上ならでは何づれとも決し難いので次の理事會迄に如何なる條件の下に此の委員會が活動すべきか

又其の活動の範圍如何を示せる一の啓書を各理事會員に送付せん事を局長に要求した。

(ヘ)常設社會保險委員會問題 以前存在して居た常設社會保險委員會は戦争後なくなつたのであるが、此の方面に於ける國際關係が回復せしならば該委員會の存在は國際労働事務局に於ける社會保險の狀況を知らすべき通信委員會設置の問題研究のため此の方面の有力家數人をセネヴァに會せしむる事とした。

(ト)國際聯盟との關係 國際労働機關と聯盟總會との關係如何に就ては計算討議の際、聯盟總會又は委員會へ國際労働機關の代表者を出席せしむる事あるべしと決定した事により問題は既に解決したものと認められた。(前述)

(イ)調査委員會の報告の部参照) 國際労働機關と聯盟理事會との關係問題は稍長時間討議された。此の問題に關する局長の報告は代表者を出席せしめる範圍を定め、國際労働機關關係問題討議の際、労働機關の意見表明せしめるため聯盟理事會に労働理事會の代表者を出席せしめる必要があると示した使用者側委員は平和條約第十三編に明白に規定せられし以上に此の兩機關の關係を擴張するは平和條約違反だとの決議を提出した。最後に理事會は兩者に共通の利害關係ある問題に就き兩機關が協力するは望ましき事だから

平和條約第十三編規定の國際労働機關の事業に直接關係ある問題が討議せらる、際労働理事會の意見を述べざるの必要ある場合には局長は聯盟理事會の會合に出席するの權限ある旨の決議をした。

(チ)八主要産業國決定問題 主要産業國決定のための委員會の經過が報告されたが労働理事會任命の委員は國際聯盟任命の委員と相會し豫備的意見交換の後報告作成に必要な書類や統計の蒐集が始められて居る。

(リ)第四回總會の會議事項第十五回の労働理事會で労働總會の會議事項中に或る項目を加へる提議は其の提議のありし次の理事會で且つそれが各國政府及び主要なる使用者、労働者の團體に送達せられし後始めて最後の決定を見る事に決まつた。又一方、ワシントン總會の決議に従ひ労働理事會により組織された國際移民委員會は八月二日セネヴァに會合しワシントン決議に従ひ移民保護方法に關する報告を十月の労働總會に提出する筈である。故に理事會は第四回労働總會を移民問題の討議に充てる事が出來ると認められた。

(ヌ)貸銀規定調査提議 労働事務局で各國に於ける現行の貸銀に關する法律規定を組合の少なきか又は全然なき産業又は職業に特に重きを置いて調査せん事を英國政府から要求して來た事が報告された。各國に於ける貸銀統制方法に關する完全な文書と現行各種制度の比較は非常に價值あるべきを思ひ理事會は英國の提議を容れ此の調査のため事務局の採るべ

き方法に就き局長のなせし提案に賛成した。
(ル)財政委員会の報告

第九回労働理事会

第九回労働理事會は十月十九日から副議長カーリー氏議長の下にゼネヴァに開かれた。同會に於ける主なる事項左の如くである。

(イ)局長の報告 條約案批准の狀態に就ては既に三十餘の批准があつた事、平和條約第八編に規定せる國際労働機關の活動範圍に關する各國よりの質問類々たる事、海外の事情を知るために主として事務局に頼る事に就き目下英國の労働省から交渉を受けつゝある事などを報告した。

(ロ)次いで工業衛生諮問委員會の組織活動及び社會保險専門家會議に就き長き討論が行はれた。

(ハ)會議事項に對するフランス政府の抗議問題 農業労働に關する會議事項に對するフランス政府の抗議が報告された。而して總會に對する此等問題に對する報告には種々の修正案が提出されたが政府、労働者、使用者三側が一の會合を開く事に決し其の會合の後理事會はウーテグスト氏の議長の下に再開された而して其の報告は如何なる事情の下に農業問題が會議事項となりしか而して熱慮の結果去る一月會議事項に之を加へる事に決せしかを述べ

るに止むるに決した。

(ニ)時間制に關するイギリス政府の提議問題

工業八時間制に關するワシントン條約案の批准に關するイギリス政府の要求に就き討議した。イギリス政府は之を批准せんとして二つの困難に際會した。一は鐵道會社と鐵道従業員間の協約であり他は超過時間に關する困難である。此等の困難がワシントン條約の規定は何を認め又は認めざるかの解釋問題を惹起したのである。一の新たな總會を開くべしとの案には反對が出た、蓋し八時間制問題全部を再び討議する事であり又幾多修正の危険があるからである。他方、條約案の解釋は理事會の權限内たらしめんとする事務局の提議も支持困難に見えた。一度採用された條約案の修正が如何なる方法によつてなされるか問題であつた。結局局長をして八時間労働制批准に際し困難を見し國々の政府と交渉し其の結果を理事會に報告せしむる事に決定した。

(ホ)癡兵問題 理事會は癡兵の諸團體より事務局に對しなした要求に就き討議した。

四百萬人を代表する種々の團體の代表者が近時相會し滿場一致採用された決議を事務局へ通告し來つた。此等の決議は何れも國際労働機關の活動範圍内なのである。理事會は此等の團體の要求希望に應ずる事とし癡兵に對する専門部の出版物を續けゼネヴァに義足及び研究事業の展覽會を開催するため國際聯盟及び赤十字社と協力する事、癡兵の諸團體より

の問合せに應じ癡兵の事業に關し専門家の協力を依頼する事等を決定した。

(ト)總會の議長 最後に理事會はバーナム卿を第三回國際労働總會の議長の勞をこられん事を依頼するの件を局長に委任した。

第十回労働理事会

第十回労働理事會は第三回國際労働總會のため大多數の會員がゼネヴァに集まつて居る十一月に同地で開催せられ十一月と十八日と二回の會合があつた。同理事會に於ける重要事項左の如くである。

(イ)財政委員會の報告 財政委員會の報告に従ひ理事會は國際聯盟總會で決まつた國際労働事務局の一九二二年度豫算の修正を認めた。
(ロ)第四回國際労働總會の期日 第四回總會は一九二二年十月の中旬以後ゼネヴァで開かるる事に決定した。

(ハ)常設國際司法裁判所に於ける労働關係事件の陪審者任命、常設國際司法裁判所構成法第二十六條に基く名簿作成の目的を以て平和條約第四百十二條に従つて任命さるべき労働者及び使用者の名を事務局長に通ずるの權限が局長に與へられた。此の中より労働事件に對する陪審者が選ばれるのである。

附 各種委員會

(イ) 議事規則委員會 (Committee on standing orders)

此は一九二〇年一月の第二國勞働理事會で勞働理事會の議事規則起草のため作られた委員會である。此の委員會は本年一月會合を開き一九二二年の勞働理事會員改選の際には歐洲と歐洲外の諸國が適當に代表さるべき事、各國の産業的 중요を決定せんため一の委員會を任命すべき事を決定し又理事會に代理を送るの可否如何が論ぜられた。更に四月の會合に於ては代理の問題が討議せられ、或者は代理は代表さるゝ範圍を廣くするが故に之を許すべしと又或者は斯くの如きは發言者を徒らに増すものであるとの理由で反對した。

(ロ) 主要産業國調査委員會

本年一月セネグアに於ける議事規則委員會の決議に基き出來た委員會であつて各國の産業的 중요を決定するに當り考慮すべき特徴を定める目的を持つものである。其の委員は左の如くである。

政府側 フォンテーヌ氏 犬塚勝太郎氏
使用者側 ホグック氏
勞働者側 エル、シウウオー氏

(ハ) 財政委員會

事務局の財政を議する委員會である。

(ニ) 海事聯合委員會

一九二〇年三月ロンドンに於ける勞働理事會の

決議に基いて出來た委員會で船主側五人、海員側五人、理事會選出五人合計十二人の委員より成るものである。

(ホ) 失業問題専門委員會

此の委員會は一月十日十一日兩日會合し産業及び職業を國際的に分類し之を各國に送つて之に關する報告を求め以て統一的失業統計を發行するに決した。更に四月十一日の會合では産業及び職業の國際的分類としてフランスの分類法に多少の修正を加へたるものを用ひる事、各國の統計を統一せんため失業は働き得且つ之を欲して然も自己の才能及び合理的豫期に適する職業を見出す能はざる勞働者の状態を云ふとの定義を各國に送る事、勞働組合、職業紹介所の失業統計、失業保險の統計等をも蒐集する事を決定した。

(ヘ) アルザスロレーヌに於ける社會保險

基金に關する特別委員會

平和條約第三百十二條にはドイツの版圖を譲り受けた國は社會保險基金をも引渡される事、若し引渡の條件を定むる特別條約が締結されない時には各場合に付五名の委員より成る委員會の議に付すべき事が規定してある。之に基いて出來たものが此の委員會であつてフランスはストラスブール社會保險局長キエヨ氏をドイツはアウリン氏を委員として任命し勞働理事會は前ヘルヌ大學校長モーセル氏、ストックホルム商業保險委員會々長リンドステッド、前イタリ

勞働大臣アビアーテ氏を委員に任命した。第一回會合は三月十四日國際勞働事務局に開かれたか何等の決定を見ず、四月二十五日から三十日迄更にヘーグに會合し勸告案作成、七月三日がら四日迄のバーンに於ける最後の會合で條約案討議滿場一致可決された。右勸告は七月七日國際勞働事務局から國際聯盟事務總長に送付された。

(ト) 國際移民委員會

此の委員會はワシントン總會の決議に基く勞働理事會の決定により作られたものである。委員長は英政府の代表アルスウオーター卿で副委員長はデミケリス氏である。議長及び副議長の外十八名の委員の構成は左の如くである。

政府代表 ブラジル、カナダ、支那、フランス、インド、日本
使用者代表 アルゼンチン、チエツコスロヴ
アキヤ、ギリシヤ、南阿、スペイン、スキ
ス

勞働者代表 オーストラリヤ、ドイツ、イタ
リ、ポーランド、スエーデン、北米合衆
國

此の委員會は本年八月二日から十一日迄セネグアの國際勞働事務局で開かれた。此の委員會は實行を要求するの權限はなく只移出民と移入民に關する問題殊に移出民の保護に關する問題の豫備的研究を目的とするものであるが八月の會合に於ては多くの重要なる討議を見たから左に其の結果の大要を記す事にしたい。

一、移民取扱者の取締に關し委員會で可決した決議の概要各國政府は次の方法を探る事が望ましい

(一)移民の海上運送業及び一般移民獎勵關係者に對する國家的監督をなす事

(二)移民勧誘の目的を以て虚偽の事實を傳播せしめし者は處罰する事

(三)陸上若くは海上に於ける移民の運送に従事する使用者と其の他の者は其の名に於て引受けたる義務及び彼等の代表者、代理人、副代理人、彼等の利害のために働く他の人の過失に對し連帶責任を負ふの原則を法律中に規定する事

(四)移民状態に關する總ての有益なる情報を出來得べくんば無料で總ての人に知らしめる事

二、他國に於て雇傭せんための移民の團體募集ワシントン總會の失業に關する勧告によれば之は關係國の協定の人口關係産業に於ける使用者及び労働者團體との協議の後なるものとせられて居るが委員會は團體募集に際し殊にワシントン勧告の結果相互的條約の締結せられし場合には次の原則が考慮さるべきものとなした。

(一)兩關係國は各々其の領土内に於て權限ある機關が監督取締をなす事

(二)募集は權限ある機關の認可を受けし取扱所又は取扱者を通してのみなさるべき事

(三)兩政府間の條約の結果、募集が行はるゝ場合には關係ある使用者及び労働者の團體

と協議する事

(四)團體募集が労働市場を攪亂せざる様又殊に賃銀が移民招致國の之れよりも低からざる様及び應募労働者がストライキ又はロツクアウトの際に到着せざる様、兩國の労働市場の状況を考慮する事

(五)移民輸出國にて締結されし契約は移民招致國に於てもすべて強行さるべき事、但しかゝる契約が公秩序に反する場合は此の限りでない。

(六)ストライキ及びロツクアウト中にある労働者の代りをなすために労働者が募集されたる場合には募集を行ひし者又は募集が其の利益の爲に行はれし者は往復の旅費を含む總ての費用を應募労働者に支拂ふべき事

三、移民に付する前拂の結果たる賃銀差引、委員會は、移民招致國の現行賃銀保護立法に反する限り、移民が故國を去るに際しなされた前拂を理由とする賃銀又は俸給差引を含む如何なる契約も無効なる事を宣するの權限を各國が其の權限ある司法機關に與へん事を希望した。

四、移民出發前の試験 移民招致國に於ける入國拒絶を少からしむるため、旅行中の傳染病感染の危険を少からしむるため、委員會は各國が移民出發の各港灣に於て又出來得べくんば移民通過の主要國境に於て有効なる移民の試験をなすの規定を設けんことを希望する決議を通過せしめた。又委員會は此等の試験、入國許可の條件、必要な證明書の形式其の他移移民

移移民歸國に關する規定等に就き關係國間に條約が締結されん事を希望した。

五、汽船及び汽車中の移民の健康状態 委員會は國際労働事務局が専門委員會の助力を得て移民に對し旅行中必要な健康状態、安全、文明と人間の尊嚴の要求に適する食物と娯樂とを保證するための最低標準に關する一の報告を一九二二年の國際労働總會に提出せん事を要求する一の決議を可決した。

六、航海中の移民の保險 委員會は各國政府が旅行中の移民の死亡又は傷害に對する保險制度を創設せん事を希望した。

七、移民の職業 委員會は國際労働機關の各締盟國が次の事を行はん事を要求すべく決議した。

(一)移出民及び移入民をして無料公設職業紹介所を自由に利用せしむる事

(二)移出民及び移入民の集中せる場所には特別の職業紹介所を設ける事

(三)公設職業紹介所と公設移出入民取扱所との間に永久的連鎖關係を作る事

(四)特に國境地方の労働者移動のため總ての隣國職業紹介所と情報の交換をなす事

八、内國及び外國労働者の平等待遇 委員會はワシントン總會で採擇されし外國人の相互的待遇に關する勧告の意義を更に明白にするを有用なりとなし、既存の各國立法は不足なるを以て各締盟國は出來る丈け國際條約の手段により、特に労働及び社會保險、救濟、組合のための團結權に就き移民労働者、其の從者

さ内國人との待遇を平等ならしむるため方法を講ぜられん事を希望し、更に委員會は又總ての國々或は一國の國々の間の社會保險に關する立法を出来るだけ統一する目的で將來の勞働總會に提出する一の報告を作成せん事を事務局に要求した。

九。女子及兒童の運送 總ての移民保護方法は男、女及び兒童にも平等に適用さるべしと決定した。又女子及び兒童の特別保護問題は一九二二年總會の議題たるべき事、又勞働事務局長は委員會の諸決議を國際聯盟に送り以て女子及び兒童の運輸禁止に適用さるべきものを選ぶ事を得しめん事を要求した。

十、其の他の決議 其の他委員會は次の如き希望を述べた。

(一)各國は其の港に到着し又は國境を通過する移民に適當な接待と保護とを與ふる手段を講ずる事

(二)移民招致國では一般初等學校及び技術學校に出来るだけ移民及び其の家族を入学せしめる事

(三)一國が移出入民に關する法律に重大なる變更を加へし場合には其の新規定の適用に際し充分注意し以て、餘りに急激なる適用から來る事あるべき移民の困惑を避ける事

(四)國際勞働總會は、移民招致國は適法に入國を許されたる總ての移民に經濟的見地から又人種的區別なくなされる平等待遇を議題とすべき事

尙勞働事務局の移民問題研究を補佐せんため

國際勞働問題

少數の委員よりなる一の委員會を作る事、統計の國際的統一を計るため事務局は各國の統計局と協議し一九二二年總會に提出する標準を定める事、各締盟國は各三ヶ月毎に移民移入民、歸國、移民輸送等に關する有益なる情報を之に關係ある期間に後三ヶ月内事務局に送る事、上述の委員會は(a)外國勞働者のため特別に支拂ふ使用者の税(b)移民勞働者が一定の期間働きた後産業的疾、不治の疾病、その他特有の疾病にかゝりし時の國家の責任(c)港及び國境に於ける移民保護のための國際的協定の諸問題を研究する事を決定した。

(チ)工業衛生諮問委員會 (Advisory Committee on industrial hygiene)

此は本年四月の第七回勞働理事會がワシントン總會の決議に基き作つた工業衛生問題に對する専門家の諮問委員である。之は適當な専門家だけで組織せんとするものだから別に委員數と國による委員の割當とかを定むる要なしと云ふ事となり衛生及び工業監督制度のよく備つた國々の政府に其の監督官の一人を指名し又勞働者使用者の團體附屬の工業衛生専門家を指示せん事を求めた、既にフランス、ベルギー、オランダ、イギリス、ドイツ、スウェーデン諸國は委員を指名し來つたが未だ會合を開くに至つて居ない。

二 國際勞働事務局

平和條約第三百九十二條によれば國際勞働事務局は聯盟機關の一部として國際聯盟本部所在地に設置せらるゝものと定められてあるので現在スウェーデン國ゼネヴァに設けられて居る。局部はアルポール・トーマ氏副局長はバトラー氏である。今同局の組織大要を述べれば左の如くである。

- 1 局長書記課 課長フラーリ
- 2 外交課 (Diplomatic Division) 課長フエーラ

第一部 部長 ポーソン

第二部 部長 グリムシヨウ

此の課は平和條約第十三編諸條の示す各種の事務を分擔するものであつて國際勞働總會の準備、組織及び書記事務、條約批准及び勸告に依る施設に關する事務、國際聯盟書記局との交通並に勞働理事會の書記事務の如きものである。

3 調査課 (Scientific Division) 課長ロイヤル・ミーカー博士

情報及び翻譯部 部長 ションストン

勞働立法部 部長 サンガー嬢

出版部 部長 ウエルブレック

統計部 部長代理 カール・プリブラム博士

圖書部 代理司書

各種専門部 (Technical sections)

移民及び失業部 主任 ヴァレル

工業衛生部 主任 ガロツチ博士

露西亞部 主任 パルドー博士

- 社会保険部 主任 ローテ博士
- 農業問題部 主任 リツデル博士
- 協同組合法 主任 ファーク博士
- 海事問題部 主任 ランダル
- 生産調査部 主任 ミロー教授
- 安全問題部 主任 リツツマン博士

此の課の主要なる事務は平和條約第三百九十六條によつて労働者の生活状態及び労働條件の國際的調節に關する一切の情報の蒐集配布及び之に關聯する諸種の事務であるが各種専門部は社會問題中の最も重要な方面に於ける最近の發展に就き常に事務局に新知識を供給する事を目的とするものである。

4 通信員 事務局が各國內の各種運動に密接に接近して其の状態を知り迅速なる調査研究に資せんため置かれて居るものである。

- (フランス) ローク氏(パリ駐在)
- (イギリス) ハーバート氏(ロンドン駐在)
- (イタリー) カプリン氏(ローマ駐在)
- (北米合衆國) グリンウツド氏(ワシントン駐在)
- (ドイツ) シェリツケ氏(ベルリン駐在)

5 尙ほ事務局には左の如き出版物がある

- (イ) 定期刊行物 一、國際労働評論 (International Labour Review) (月刊)
- 二、公報 (Official Bulletin) (週刊)
- 三、日報 (Daily Intelligence) (日刊)
- (ロ) 不定期刊行物 四、研究及び報告 (Studies and Reports)

- 五、圖書彙報 (Bibliographical series)
- 六、立法彙報 (Legislative series)
- 七、國際労働總會報告
- (イ) 臨時刊物物
- 八、特別報告
- 九、その他

附 労働審理委員會

平和條約第四百十二條は労働審理委員會の組織を定めて居るが之に依つて各國政府が任命した使用者労働者各代表及び中立員の本年末現在の名簿は左の如くである。

イ 使用者代表

- (オーストリア) エム・カイザー博士、(ベルギー) シエ・ダールマンニエ氏、(ホリヰイア) イ・ガルス氏、(カナダ) エス・アール・ハースンス氏、(チエツコスロヴァキア) エイチ・ワルデス氏、(デンマーク) エイチ・ヴェステセン氏、(フィンランド) アクセル・パルムグレン氏、(フランス) エム・ルマルシヤン氏、(ドイツ) ポエーンスゲン氏、(イギリス) サイ・アンドリエレ・ダンカン氏、(ギリシヤ) エム・ツアノス氏、(インド) シエ・エー・ケー氏、(イタリー) シ・バレルラ博士、(日本) 武藤山治氏、(ルクサンブル) エミール・メーリソシエ氏、(オランダ) ア・エ・フェルカーデ氏、(ノルウエー) シエ・パウス氏、(パナマ) シエ・エ・ツビータ氏、(ポーランド) シエ・ツアグ

- レニチニイ氏、(ルーマニア) エス・シエルシエツ氏、(サーブクロアトロヴェーン) ヴエ・ヴェ・ヨヴァノウイツチ氏、(南アフリカ) グブリエ・ゲミル氏、(スペイン) ア・サラ氏、(スエーデン) ベー・ヘー氏、(スウェーデン) ベー・サヴァア氏、(ウルグエー) アル・アルヴァレス・リスヌタ氏

ロ 労働者代表

- (オーストリア) エー・ヒューバー氏、(ベルギー) シエー・メルタン氏、(ボクヴェイア) シエー・イバネツ氏、(ブルガリア) エリガール・ダノフ氏、(カナダ) シエー・ギボンズ氏、(チエツコスロヴァキア) アル・テューヤリ氏、(デンマーク) ペー・ヘテホル氏、(フィンランド) マツチ・パーシヴオリ氏、(フランス) ペー・ミラン氏、(ドイツ) ペー・グラスマン氏、(イギリス) シエー・エイチ・トーマス氏、(ギリシヤ) テイー・ランブリノポオロス氏、(インド) エム・エム・ジョーシ氏、(イタリー) ベー・アオツチ氏、(日本) 榎本卯平氏、(ルクサンブル) ミシエル・シエツトル氏、(オランダ) エー・フインメン氏、(ノルウエー) オー・オー・リアン氏、(パナマ) イー・アタムス氏、(ポーランド) エス・ツラウスキー氏、(サーブクロアトスロヴァエーン) エー・クリスタン氏、(南アフリカ) エー・クローフオード氏、(スペイン) エフ・ラルゴ・カバレロ氏、(スエーデン) エー・ジョンソン氏、(スウェーデン) シエー・シエルヒ氏、(ウルグエー) エー・テベンヌ氏

(ハ) 中立員

- (オーストリア) エマニエエル・アドラー氏、(ベルギー) アー・シエーラン氏、(ホリヰイア) ビー・

エイチ・ガラルド氏、(カナダ) シヤステイス・ダ
ツフ氏、(チエツコスロヴァキア) シー・ホラセツ
ク博士、(デンマーク) エス・ノイマン氏、(フィン
ランド) アイナルホルホーク氏、(フランス) ジエ
ー・ゴダール氏、(ドイツ) エー・フランケ博士、
(イギリス) サウスホロー卿、(ギリシヤ) エス・
セリエリアデス教授、(インド) シー・イー・ロウ
氏、(イタリア) チェー・カリツセ教授、(日本) 鎌
田榮吉氏、(ルクサンブル) レオン・カウフマン
氏、(オランダ) エム・ダブリエー・エフ・トロイア
博士、(ノルウエー) シー・エム・ルナンド氏、(パ
ナマ) エー・モツカ氏、(ポーランド) シー・ブツエ
ツク教授、(ルーマニア) デイ・ガスト博士、(サー
アクトロア) スロヴエーン) エフ・グインデイツ
シヤ博士、(南アフリカ) エイチ・ウオーリント
ン・スミス氏、(スペイン) デ・アルテア伯、(スエ
ーデン) エス・リビング氏、(スヰス) ケー・グイル
ド氏(ウルグエー) イー・アセヴェド氏

尙ほ審理委員會の職務権限に就ては平和條約
第四百十一條、第四百十三條乃至第四百十五條
第四百十八條及び第四百二十第參照

第三 條約案の批准及び各國

立法狀況

一 條約案の批准

ワシントンに於ける第一回國際勞働總會
に於て成立した條約案六個、ゼノアに於け

る第二回總會に於て成立したものは三個で
あるが今一九二二年末迄に其の中の一つ又
は數個の正式批准を平和條約第四百五條に
従ひ國際聯盟事務總長に通告したる國々及
び其の批准せる條約案左の如くである。

ギリシヤ(一九二〇年十一月)
ワシントンの六條約案

ルーマニア(一九二二年五月)

ワシントンの六條約案

インド(一九二二年七月)

工業に於ける勞働時間を一日八時間一週四十

八時間に制限せんとする條約案

失業に關する條約案

女子の夜間傭使に關する條約案

工業に傭使せらるゝ少年の夜業に關する條約

案

イギリス(一九二二年七月)

失業に關する條約案

女子の夜間傭使に關する條約案

工業に傭使し得る幼少者の最低年齢を定むる

條約案

工業に傭使せらるゝ少年の夜業に關する條約

甲 ワシントン總會の分

一

時間制

チエツコ・

スロヴァキア

ギリシヤ

二

失業

デンマーク

フィンランド

ルーマニア

三

産前産後

ギリシヤ

ルーマニア

四

女子の夜業

チエツコ・

スロヴァキア

イギリス

五

最低年齢

チエツコ・

スロヴァキア

イギリス

六

少年の夜業

イギリス

ギリシヤ

案

海上に於て使用し得る兒童の最低年齢を定む

る條約案

チエツコスロヴァキア(一九二二年八月)

工業に於ける勞働時間を一日八時間一週四十

八時間に制限する條約案

女子の夜間傭使に關する條約案

工業に傭使し得る幼少者の最低年齢を定むる

條約案

スエーデン(一九二二年九月)

失業に關する條約案

海上に於て使用し得る兒童の最低年齢を定む

る條約案海員に對する職業紹介所設置に關す

る條約案

デンマーク(一九二二年十月)

失業に關する條約案

フィンランド(一九二二年十月)

失業に關する條約案

ノールウエ(一九二二年十一月)

失業に關する條約案

海員に對する職業紹介所設置に關する條約案

今、此等條約案の批准状態を表示すれば

左の如し

印度
ルーマニア

イギリス
ギリシヤ

印度
ノルウエー
ルーマニア
スエーデン

ギリシヤ
印度
ルーマニア
南阿

ギリシヤ
ルーマニア

印度
ルーマニア

工業に備使せらるる少年の夜業法（一九二二年四月）

職業紹介所法廢止法改正法（一九二二年四月）
チエツコスロヴァキア

乙 セノア總會の分

海員職業紹介

一九一九年華盛頓國際労働總會採用の條約批准法（一九二二年二月二十四日）（労働時間、最低年齢、女子の夜間備使）

最低年齢（海員）

失業の補償

海員職業紹介

徒弟法（一九二二年五月六日）（幼者の夜業に關する條約案）

イギリス
スエーデン

ノールウエー
スエーデン

イギリス
一九二〇年の女子、幼者及び少年（雇傭）法（最低年齢、女子の夜業、幼者の夜業）

二 各國立法狀況

第一回及び第一回國際労働總會の決議の結果

結果一九二二年十一月末迄に各國に制定せられた立法左の如くである。

備考 ワシントン總會又はセノア總會の結果

出來た立法のみであつて此等の總會當時條約案又は勸告の規定を含んで居たものは含まれて居ない。

條約案又は勸告を批准せんとする決議例へば一九二二年二月十九日の印度立法議會の

その如きは含まれて居ない、既に法律又は命令として公布せられたもの

のみで目下起草中のもの又は議會提出中のもの等は含まれて居ない。

括弧内の年月日は公布の日で、又（失業）等とあるは失業に關する條約案等、條約案又

は勸告の略である。
尙ワシントン總會後黃燐使用禁止に關するベルヌ條約又は女子夜業禁止に關するペンヌ條約に加盟せる國々等は附記中に之を記した

甲 華盛頓總會の分

（イ）條約案批准若くは實施の法律命令等

ベルギー

一日八時間一週四十八時間制法（一九二二年六月十四日）（労働時間、最低年齢、女子の夜業、幼少者の夜業に關する諸條約案）

プリテツシエコロソビヤ

工業労働時間制限法（一九二二年四月）

産前産後の女子備使法（一九二二年四月）

女子夜間備使法（一九二二年四月）

工業備使せらるる幼者の最低年齢法（一九二二年四月）

（イ）條約案批准若くは實施の法律命令等

日本
職業紹介法（一九二二年四月）（失業）

ルーマニア
六條約案批准法（一九二二年五月九日）

フィンランド
失業に關する條約案批准法（一九二二年六月）

（失業）

ノールウエー

一九一五年の失業保險法改正法（一九二二年六月）（失業）

オーストリア

病病保險法改正法（一九二二年三月十一日）

（産前産後條約案）

ノールウエー

失業に關する條約案を批准せんとする政府の建議、議會にて承認さる（一九二一年六月十三日）

瑞 西

失業に關する條約案批准の權限を與ふる命令（一九二〇年十二月十日フエデラルカウシルからフエデラルアツセンブリに提議されナシヨナルカウシルによつて可決さる。）

（ロ）勸告の規定を實施せんとする法律

デンマーク

一九二〇年一月五日の失業保險法（失業）

イギリス

一九二〇年の女子幼者（鉛作業雇傭）法（鉛中毒）

ギリシヤ

燐寸製造に於ける黃燐使用禁止法（一九二〇年七月）（黃燐）

日 本

黃燐々寸製造禁止法（一九二一年三月）（黃燐）

オランダ

動物法（一九二〇年三月二十六日）（炭疽熱）

ルーマニア

條約案及勸告實施法（一九二〇年九月）

ポーランド

一九二一年三月十七日の憲法第二章第九十五條は外國人相互待遇を規定して居る（外國人）

チエツコスロヴァキア

職業紹介機關及び失業保險に關する法律（一九二一年七月）（失業）

乙 ゼノア總會の分

（ハ）條約案批准若くは實施の法律

オーストリア

一九一九—一九二〇年共和國航海法（船舶の喪失又は難破の場合に於ける失業保險）

イギリス

一九二〇年女子幼者及び少年（雇傭）法（最低年齢）

附

一 ワシントン總會以後黃燐使用禁止に關する一九〇六年のベルヌ條約に加盟したる國々

オーストラリア

一九一九年十二月三十日

オーストリア

一九二一年三月

チエツコスロヴァキア

一九二一年三月

印 度

一九一九年十二月三十日

ポーランド

一九二一年

スエーデン

一九二一年二月二十七日

日 本

一九二一年十月十四日

ルーマニア

一九二一年七月二十一日

ダンチツヒ自由市

一九二一年八月二十三日

フィンランド

一九二一年十月十三日

尙ほギリシヤに就ては上掲甲（ロ）參照

二 ワシントン總會以後、女子の夜業禁止に關するベルヌ條約に加盟せる

國 國

オーストリア 一九二一年七月二十五日
ダンチツヒ自由市 一九二一年八月二十三日

三 外國人勞働者の相互的待遇に關する勸告

る勸告

此の問題に關する條約がフランス、チエツコスロヴァキア間（一九二〇年三月二十日）及び白耳義、オランダ間（一九二一年二月九日）に締結された。
伊太利、チエツコスロヴァキア間に去る三月二十三日に締結された通商條約中にも此の勸告を有効ならしむる一條項がある。